

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成23年3月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時24分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員(1番)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均 (午前欠)
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長職務代理	岡田三栄子
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19号 | 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 20号 | 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 21号 | 平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 22号 | 平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第4号）
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 23号 | 平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 24号 | 平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 25号 | 平成22年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 26号 | 平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 27号 | 平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）
(質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 28号 | 平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）
(質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 40号 | 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 41号 | 与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 42号 | 与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更について
(質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 43号 | 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）請負契約の変更について
(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

いよいよ議会も中日を迎えましたけれども、けさは思わぬ寒さになってまいりました。日本列島も今、大変でございまして、口蹄疫の問題から鳥インフルエンザ、新燃岳、そして、東北地方大津波地震と、本当に今後どうなるのかなという心配もされておりますけれども、一日も早い復興に向けて、全国民が一致団結をして、助け合って、日本ここにありというような復興がなし遂げられたらということで、期待いたしております。

そこで、まず本日の会議につきましては、冒頭に太田町長のほうから支援体制についての報告をしていただきますので、町長からよろしく願いをいたします。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

今回の東北地方を中心としました未曾有の震災被害に遭遇されました被災者の皆さん方への、被災地への支援対応につきまして、京都府及び関係機関と調整連携の上、次のような取り組みを進めることとしております。

与謝野町の対応といたしましては、まず、日本水道協会の支援活動の取り組みとして、給水車1台を派遣するというごさいます。行き先は、当初、福島県の郡山市になっておりましたが、行き先は岩手県の盛岡市に変更しております。けさ5時30分に第一班を派遣するというごさで、2名の職員が盛岡のほうへ向かって出発をいたしました。

2番目には、義援金の受け付けを、14日から各役場庁舎に義援金箱を設置しております。

3番目には、京都府と調整の上、必要とされます備蓄物資資機材の提供支援をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、4番目には、町民の方から支援物資の受け付けは、現時点では被災地での必要とされる支援物資のニーズが把握できないため、受け付けは行わないというふうにしております。ただし、義援金につきましては、効果的に支援できるため、積極的に広くお願いがしたいというふうに思います。

それから、5番目にはKYT等の媒体を通じまして、町の支援内容を町民の方に周知するとともに、義援金の協力依頼を行うということとしております。

それから、京都府の対応状況の概要につきまして、これは昨日の段階でございすけれども、一番目には、今回の災害支援については、関西広域連合一体となり支援の取り組みを進めていくということで、京都府としては福島県に対する支援を行うというふうになっております。

2番目には、現在、行っている支援活動としましては、緊急消防援助隊の派遣、これは宮津与謝消防組合からも救急隊が、もう既に参画いたしております。それから、京都府警察本部、これは広域緊急応援隊が派遣されております。それから、DMAT、救助医療チームの派遣につきましては、これは与謝の海病院からも派遣が、もう既にされております。先遣隊として、もう既に2名を福島県に派遣されておまして、先遣隊との連絡調整により必要とされる、そうした支援内容のニーズ把握を行っておられます。それから、京都府の備蓄食料及び水、カイロ、毛布などを福島県に搬送を既にされております。それから、義援金の受け付けも、これも14日から開始されております。ボランティアの申し出も多数ありますけれども、現地での受け入れ態勢が整う

までは待っていただきたいということでございます。

それから、今後の方針及び府内の各市町村にお願いしたいこととして、府民からの支援物資の提供については、受け付けない方針であるということ。それから、福島県の必要な支援の内容を把握した上で、府内の各市町村に備蓄物資の提供を依頼するという予定でございまして、しかし、これにつきましては、数の割り当てまでは行わないが、京都府が派遣している先遣隊との被災地での状況を踏まえ、品目等については指定する予定ということでございます。

各市町村からの物資の収集及び被災地への輸送につきましては、輸送ルートも限定されていることから、京都府が一括して行う予定であるということ。

それから、支援も長期化する見込みであり、あらゆる分野の職員を市町村の協力を得て実施していかなければならないことも予想されるので、人的支援協力が必要な状況になれば、ご協力がいただきたいというような内容でございます。今のところ、そうした状況で進められております。

今後もお互いの連携が必要になろうかと思いますが、以上でご報告とさせていただきます。

議 長（井田義之） 町長、今の報告は後ほど全員に配付していただけますか。

町 長（太田貴美） はい。

議 長（井田義之） 後ほど、また全員に。

配ってある。あっそう。私とこ来とらん。わかりました。

続いて、堀口副町長から発言の申し入れがありますので、これをお受けいたします。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうからは、皆さん既に、きのうの夜、あるいはけさ、NHKのテレビなどのニュースでお気づきだと思いますが、与謝野町の今回の地震に伴う津波注意報が発令されたときの対応について、報道がなされておりますので、少し説明をさせていただきたいと思います。

記事の内容は、3月12日、東北関東大震災が発生した翌日でございます。京都府に津波注意報が発令をされましたが、与謝野町におきましては、住民に注意を呼びかけたのが、注意報が発令されてから4時間後であったということでございます。

先ほど申しあげましたように、12日の注意報は、京都府に午前3時20分に津波注意報が発令をされました。これを受けて、与謝野町が町民の皆さんに注意を呼びかけたのが4時間後であったということでございます。

ちなみに、伊根町は3時間半後、宮津市は2時間半後、それから、お隣の京丹後市は、直ちに周知を図った。舞鶴市は発令後10分後に周知を図ったと、こういう中で与謝野町の対応が問題であるという内容でございました。

少し経過を申し上げますと、与謝野町といたしましては、地震が起きました3月11日の午後5時8分の時点で海岸を控える岩滝地域のみならず、野田川地域、加悦地域、全町域に対しまして、午後5時8分にFM告知放送を使いまして、三陸沖地震への注意喚起をいたしております。その内容としましては、今後、テレビなどによる地震、それから、津波情報にご注意いただきますようお願いをしますという内容で、11日に注意喚起をいたしておりますが、翌12日の午前3時20分に発令をされた注意報の対応が不十分であったということでございます。

津波注意報につきましては、津波警報と違ひまして速やかに海浜にあるもの、それから海岸付近の住民に海浜から避難し、安全な場所に避難するよう勧告指示をするということには、警報は、

そのようになっておりますけれども、津波注意報が出た場合の対応は、海水浴であるとか、あるいは、いそ釣りは非常に危険なために行わないように周知を図るということに、本町の震災対策計画では決まっております、その規定を受けまして、確かに4時間後ではあったわけですが、周知を図ったということです。

確かに、マスコミが問題にしますように、この対応が、果たしてよかったのかということにつきましては、まず、周知がおくれたということ。そのときの対応が、果たして、これでよかったのかということにつきましては、今回の東北関東大震災を受けまして見直しを図る必要があるのかなということで検討をしてみたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 議会の支援活動について、皆さんに報告をしておきたいというふうに思います。

まず、議会では、この間、全員協議会の中で皆さんの同意を得まして、与謝野町としての義援金を送ること。それから、募金活動を行うということで、義援金については、昨日、郵便局を通して、日本赤十字あてに30万円送らせていただきました。それから、20日の日曜日の日に、11時から4店舗、店の前をお借りして募金活動を行うということで決めていただきましたので、きのう4時ごろでしたか、一応、宮津地方の報道関係者の方にプレス発表をいたしまして、きょうの一部の新聞は、そのことを載せていただいております。これにつきましては、また町民の皆さんにもいろいろとご協力をお願いするということで、議会のホームページなり、それから、有線放送等でもお知らせをしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上、議会の動きとしての報告をさせていただきます。

それから、あと1点、これは、私のほうからおわびかたがたなんですけれども、過日、全員協議会の中で、条例補正予算の議案が早く終わりましたら、23年度の予算審議を繰り上げようという話をして、皆さん方のほうからの意見を伺いながら、そういうことになったわけなんですけれども、その後、行政のほうとの調整の結果、予算審議については従来どおり22日、3月22日からするということに決定をさせていただきましたので、大変、皆さん方には申しわけありませんでしたけれども、そのことでの準備をお願いしたいというふうに思っております。と申しますのは、一つは先ほど町長からありましたように、いろいろな支援体制を、行政のほうとしても一生懸命やらなければならないということがあります。

それから、あと1点は、既に広報関係で、議会の日程等で、町民の方々には22日から予算審議ということも報道しておりますので、これに合わせて、悪かったですけれども、やらせていただきたいということでありますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

それから、あと本会議に入らせていただきます。

小林議員から欠席の届が参っております。

それから、垣中教育長から午前中、与謝の海養護学校の卒業式のため本会議欠席ということで届けが参っております。それから、白杉教育委員長が欠席のため、岡田職務代理に出席をいただいておりますので、あわせて皆さん方にご報告をさせていただきます。

糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 先ほどの副町長の説明に対して質問があるんですけれども、よろしいでしょうか。
- 議 長（井田義之） この質問については、本会議の後の議題の中で、塩見議員も質問したいと言っておられますし、後の議題の中でお願いいたします。とりあえず本会議に入らせていただきます。

1 4 番（糸井満雄） その場を設けていただけるということですか。

議 長（井田義之） はい、設けます。

ただいまの出席議員数は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第19号、平成22年度与謝野町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますし、14日に質疑をしておりますので、続行したいと思います。

先ほど、糸井議員からありましたように、直接の議案の補正予算の中には入っておりませんが、先ほど、副町長から報告のありました件についても、あわせて質問を受けたいと思いますので、その点も含めて質疑を続行したいと思います。

そしたら、ちょっと訂正します。

まず、その質疑を受けたいと思います。

副町長の報告に対する質疑を受けたいと思います。

簡単をお願いいたします。

糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、議題とは別なんですけれども、先ほど、副町長のほうから、NHKの報道に対する経過説明があったんですけれども、私も昨日、たまたま、9時前のNHKの報道を聞いておりましたら、今、副町長が言われましたような内容の報道がありました。大変、私、残念に思ったのは、4時間後という、この一つの時間のずれとあわせて、町のコメントとして入っておったのが、この対応が適切であったかどうかはわからないと、そういう答弁が、見解が与謝野町からあったということで、これについては、与謝野町としての危機管理に問題があるんじゃないかなと、こういうNHKの報道でありました。

さらに、けさ、私ちょっと聞き逃したんですけれども、最後のほうだけちょっと若干、そういうふうなニュアンスの報道を聞きました。早速、町民から、私のほうに二、三の抗議の電話がありました。与謝野町の対応は、どうなんだと、危機管理はこれでいいのかという、私に対する抗議の電話がありました。

したがって、果たして与謝野町として本当に今回の、この問題について、危機管理的なものが、やはり町独自であるのかどうか、私は軽く考えておられるんじゃないかなというふうに思います。なるほど、与謝野町は過去、津波に遭ったことはありません。しかし、今回のように、自然は、いつ、どこで、どんな猛威を振るうかわからんわけですから、注意報が出たら、すぐ町民に知らせる、そのことが私は大切じゃないかなというふうに思っております。警報と注意報は若干違います。

それともう一つ、注意報が出た場合は、町の職員を何人ということで、四、五人だと思えますけれども、町に張りつけるような、いわゆる防災計画にはなっております。したがって、そこら辺も含めて、いま一度、町の危機管理に対する考え方を聞きたい。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。議員がご指摘のように、まず、先ほども申し上げましたが、

津波警報が出ました場合には、災害警戒本部の体制を敷くことといたしております。今回のように、津波注意報が発表されたときには、加悦、野田川地域を除く、すなわち岩滝地域、本庁舎でございますが、そこにおいて情報収集体制をとることといたしております。今回の場合は、警報ではなく、注意報でありましたので、情報収集体制を、速やかにではありませんでしたが、その体制をとっております。

それと、先ほど与謝野町のコメントが披瀝されました。NHKからの取材に対しまして、言葉で申し上げますので、正確でないかもしれませんが、注意報が発令されて、そのことに気づいたのが若干おくれたということと。それから、住民の方々への周知につきましては、警報のように、速やかに海浜から離れて安全な場所に避難をしていただくということにはなっておりませんので、深夜のことでありましたので、少し時間をずらして周知を図ったと、その対応が果たして適切であったかどうかは、検討の余地があるということ、取材を受けた職員は申し上げておいたようです。

確かに、現在の地域防災計画では、注意報が発令された場合には、直ちに周知をするというような規定にはなっておりませんので、警報のように、そういった規定になっておりませんが、今回の東北関東大震災を目の当たりして、そういった対応でいいのかどうか、検討をする余地があるというふうに考えております。

ちなみに、今回、京丹後市は、直ちに市民の方に周知を図られました。これは、与謝野町も計画をいたしております、J-ALERTを使って直ちに周知が図られたようであります。話が少し前後しますが、先ほど、一定の検討の余地があるというふうに申し上げましたけれども、注意報につきましては、今回の津波注意報だけじゃなくて、日常的にいろんな注意報が出ております。基本的な考え方としまして、注意報の段階では、役場に職員が勤務をして体制をとるということは、そういう規定にはなっておりません。警報の段階で初めて、例えば、大雨注意報であれば、自宅で待機をして情報収集に当たると、これが大雨警報に格上げになりました段階では、もちろん役場に出勤をして、災害警戒に当たりますけれども、そういう中で津波注意報だけは、例えば役場に勤務をして、災害警戒の体制をとるのがいいのかどうか、ほかの注意報は、その限りにあらずと、同様に、町民の方々に対する注意喚起といったことにつきましても、津波注意報だけを抜き出して特別な体制にするのがいいのかどうか、この辺については、若干検討の余地があるかと思っておりますので、冒頭に申し上げましたように、今回のことを契機に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま副町長から説明を申し上げます。私から、ちょっと誤解があったら困ると思ひまして、これは危機管理の意識のことを問われてますので、私からは、私のことで現場として言わせていただきたいと思ひます。

地震が起きましてから、この議会におりましたですけれども、2時何分かと思ひます。その後、午後5時に地震が起きたので、いわゆる津波と注意報と警報のことを思ひましたので、5時過ぎに全町にFM告知なりを通じて告知をするように指示をいたしました。そうした中で、日ごろからちょっと申し上げておきますけれども、雨が降ったときでも職員は夜遅くまでおります。それから帰りましても、自分のパソコンで雨雲の動きや、そういったものを見ております。今回

もおりました、夜遅くまで。私もおりましたですけれども、能登半島まで注意報が来ました。その後、舞鶴气象台にも問い合わせ、今後のことも聞いておりました。

そうした中で、11時ごろになって能登半島で津波注意報がとまっておりますので、それから帰りました。職員も、その後、翌日聞いたら半分寝て、半分起きておるような状況でございました。そうした中で、3時20分に注意報が出ました。その後、6時ごろにちょっと、ふっと目がさめて、職員は6時20分には本庁舎に参っております。その後、職員を動員いたしまして、情報収集体制を、その日はとっております。

それから、先ほど京丹後市が、すぐに警報が出ておるといふ、これはシステムがございまして、本年進めておりますJ-ALERTシステムを使っております、衛星で。すぐに情報が速やかに行くということになっております。

今、ご指摘の4時間ということは、大変申しわけなく思っております。ただ、私が申し上げたいのは、ただ、漫然としているとか、そういうことではなくて、その情報の収集に努めておりましたですけれども、深夜のこととございまして、3時20分ということもございまして、それから、それ以前に、そういうことも予想されるので、5時に今後、注意報、警報が出る恐れがありますので、ご注意を願いたいということ、そういう意味もありまして、させていただいたということで、私は弁解をするつもりはありませんけれども、現場としての対応のことだけ、ちょっとご理解がいただきたいと思っております、申し上げたということとでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、十分説明していただきましたけれども、やっぱり町としては、町民の、やっぱり命と財産を守ることが、一番大切なことなんですので、我々としても注意報と警報というたら雲泥の差がありますので、注意報というたら、どちらかという軽くみております。しかしながら、今の副町長の答弁を聞いておりますと、注意報は職員の配置はしなくてもよいというふうに言うておられますけれども、防災計画の中では、津波の場合は、四、五名だったと思っておりますけれども、注意報が出た場合は配置することになっておりますよ。ただ、野田川と加悦地区については除外すると。本町については張りつけんなんことになつとると思っております。私はそういうふう理解しておりますが、それ間違いですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど申し上げたのは、その点を申し上げました。注意報が出ましたら、情報収集体制をとるといふことで、防災計画がなっております。

したがって、今、先ほど申し上げた6時20分過ぎに職員を1人派遣しまして、その後、私も含めまして、本庁に詰めまして。その情報収集に努めまして、それから実際、現場の海岸沿いにも職員をやりまして、確認をしまして、潮位の変化、いわゆる津波注意報は高いところで50センチならば出るという情報でございます。そうしたものを含めまして、午後1時40分ごろでしたか、津波注意報が解除されました。そういったことで体制を組ませていただいたということとでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 多くは申しません。ただ、今回の、やはりNHKに対するコメントの中で、やはり適正だったかどうか分かりませんというふうな、あいまいな答弁、これが適正だったら適正だ

った、適正でなかったら適正でなかったの、今後、検討したいというふうなコメントならいいですよ、適正であったかどうか分からないとか、夜中であったのでちょっと差し控えたとかいうようなコメントは、私は町民に対する責任が果たしてないというふうに思います。私は町民を代表して、強く抗議して質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、受けましたいろいろなご指摘、あるいは報道等につきまして、真摯に受けとめて、今後につきましては、きちっと見直しをさせていただきたいというふうに思います。町民の皆さんに不安を与えたことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

議 長（井田義之） 塩見議員、これの関連よろしいか、質問。

一応、テレビの件につきましては、注意報、警報の件につきましては、これで終わらせていただきます。あとは補正予算（第6号）についての質疑を集中したいと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑ありませんか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） おはようございます。

3月も半ばを過ぎましたが、まだ、きょうの朝も白いものが降ってきております。今月いっぱい体調管理に気をつけながら。頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、一般会計補正（第6号）の、ちょっと中が、どこに書いてあるのかわかりませんでしたので、資料のほうでいただきました地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金というのがありまして、その中で福祉課の災害時要援護者支援事業の中に、一番下ですが、備品購入で、聴覚障害者の方のFM告知放送機器の改良というのがあるんですが、これについて、もう少し詳しく説明がしていただけないかなというふうに思いますので、よろしく願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。聴覚障害の方のFM告知放送機器の改良ということでございますが、聴覚障害の皆様方からも、非常にご要望が強い内容でございます。聴覚に障害があるわけでございますので、FM告知が鳴っても聞こえないということでございます。

ただ、緊急放送をしますと、FM告知の周囲にあります光が点滅するようになっておるんですけども、いわゆる、その部屋におらなければわからないということがございます。ですから、昔、機屋さんなんかで電話がかかると、ぴかっぴかっとするようなああいう装置がございましたね、だからそういうような装置がつけられるようにならないのかというように、一応、このFM放送機器の改良というものを outsourcing させていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そのことについて、私もいろんな相談を受けたことがありまして、いろんな方法はあると思うんですが、今言われた方法で、この予算からいくと、それでは対象者の方がどのぐらいあって、その機器は希望される方に、皆さんに、どういう形で提供されるのかという、そこから辺の部分についてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。件数等につきましては、福祉課の協力も得ながら把握したいというふうに思っておりますし、もちろん希望される方に配付ということになるのかというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 配付されるということは聞いたんですが、いわゆる聴覚、難聴の方は、独居の方、それから高齢の世帯の方、いろいろおられると思います。若い方と一緒に、日中は高齢者だけになったり、難聴の方だけになったりするというような状況も起きると思いますが、どこら辺の方にまで、その機器を、今の話だとお貸しされるのかなというふうに思うんですが、考えておられるのか。何名の対象者があるのかという部分についてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 人数につきましては、福祉課長のほうから答えさせていただきたいと思いますが、私、先ほど若干説明が不足しております。聴覚に障害があるということですから、FM告知で放送をしても聞こえないと、放送していることがわかるようなシステムをつかって、それでも聴覚に障害があるわけですから、聞こえているのが聞こえないわけですね。ですから、それはCATV、いわゆる有線放送と連携をして、今、放送している内容を文字放送として映すことによって、いわゆる聴覚に障害がある方にも、今、何を放送しているということを理解していただくということでございます。ただ、これが24時間じゅう、そのことが連携できるかどうかという、なかなか難しいと。

例えば、昼間で職員が、皆おる中で放送せんなん。そしたら放送するところとCATVと連携がとれまして、そういったこともできますけれども。例えば、真夜中に非常時が起こったと、職員がおらないというような中でうまく連携するかどうかということについては、そこまでは、まだ追及できておりませんが、通常時に、そういったことができないかということで、今回、出させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、私から人数の関係につきまして、報告を申し上げたいというように思います。

ちょっと手元の資料が古いので申しわけございませんけれども、現在、手元に持っておりますのが、平成21年3月31日の状況でございます。これでいきますと、この聴覚と、それから平衡感覚の障害というのが、同じところに区分してございますので、ここを分けるということではできませんので、そのあたりお許しをいただきたいというように思います。

級としましては、1級から6級までございまして、総数でいきますと、150名の方がおいでます。そのうち65歳以上の方が131名ということで、あと19名の方が少しお若い年齢だということで、数字のほうを申し上げたいと思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 人数のほうについては、それでは150人の方、全員にお貸しするというような方向で考えておられるわけですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ご希望があれば、そうしたいと思っております。ただ、補聴器なんかもつけておられまして、そういう中でカバーできる人もありますので、全員から申し出があるのかどうかということについては、これからのことだというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） さっきの知らせ得る機器のことについてですけれども、僕、初めにFM告知機器と連動して、何か光みたいなものを発して、今やってますよということで、その後、携帯電話みたいなもの、小さいものに字が、テロップが流れていくような機器のことを言うておられるのかなというふうに勝手に想像しとったんですけれども、そうじゃなしにKYTのテレビと連動してお知らせをするという方向なんですか、さっき聞くと、できないか、できるかというふうな部分の話もちょっとあったような気がするんですけれども、実際、そこはまだ、研究段階なんですか、備品購入費と書いてあるので、もう既に、そういう機器があつて、それを貸与されるかなというふうに思ったんですけれども、そこはどうなんですか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 一応、想定した機器というものはございます。ただ、まだ今、予算計上をして、審議をお願いしておるというところでございまして、着手はしておりませんので、さらにいいご意見があれば、そういった意見も聞かせていただくという準備はございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 想定した機器というのは、参事さんようわかっておられると思うんですけれども、こっちについてはさっぱりわからんですけれども。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 先ほどちょっとお話ししていましたが、いわゆる光を発する器具と申しますか、そういったものを想定しているということでございます。

それこそ、昔、機屋さんなんかで光を発するものがございましたね、そういったものを想定を、今させていただいておるということでございます。

もっと違うものがあつて、いいものがあるということでありましたら、また、それは聞かせていただいたらというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 備品購入まで書いてあつたので、かなりきちっとしたもんかな、それからFM告知器送信機の改良とかいう部分もあるので、もう少し、ある程度きちっとしたもんかなと思って質問をしたんですが、何かあまりかみ合わないようなんですが、方法として、いろんなことが考えられると思うんですが、バイブレーターですね、携帯電話のバイブレーターを想像していただければわかると思うんですが、そういう機器も、既にあるようです。

それから、先ほど言われた光でやるとか、それから今、これはCSの障害者向けにされている放送だと、それ用の受信機を入れておられれば、全国的な感じなんですけれども、いろんな警報が出たときには、今言われたように、それが光を発してテロップが出るようになるというような機器もあるようで、いろんな機器はあるんですけれども、結構値段が、10万円近くするような機器もありまして、障害者支援法で1割の負担で、障害を持たれた方は購入できるような制度も

あるようですが、どうですかね、僕もこれが一番いいんじゃないかなということは、あまりしつかりした考えがあるわけではないんですが、今のFM告知と、それから、防災無線とが将来連動するようになるということ、テレビの一番最初の説明会で聞いたことがあるんですが、防災無線は、恐らくアナログからデジタルに変わりますけれども、同じところ辺の周波数を使うと思うんですね、そうすれば本庁というんですか、スピーカーのあるところまで飛ばす周波数を家庭で受信できるようにして、そこが、何かの目に見える警報を出すというような形になれば、かなりうまく連動していくのではないかなとも思ったりもするんですが、そういう部分も、一つまた、考えてみてもらったりして、やっていっていただきたいと思うんですが。

ただ、今のところはっきりした、どういう形の機械だということが出てこんようですので、また、もう少しそちらのほうで出てから、また報告をお願いするわけにはいきませんか、どうも先に行かないような気がしますけれども。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。事業を着手するまでには、所管の常任委員会にも十分ご相談をしながら、着手していきたいというふうに思いますので、また、塩見議員さんにもこういう格好でやらせていただきたいということをご報告申し上げたいというふうに思います。また、いいお考えがあれば、どんどんお聞かせいただけたらというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 委員会でも、何か説明あったんかなと思ったんですが、なかったんですか。

それでは、これはおきまして、先ほど、僕はFM告知のことで質問を絡めて、先ほどの町の津波の警報の件をお尋ねしようと思ったんですが、先ほど議長、この質問については終わると言われましたが、してもよろしいか。

議長（井田義之） これに関連してやってください。もう時間もありませんよ、大体。

5 番（塩見 晋） ほんなら、この次にしますわ。質問途中で終わってもぐあい悪いので、次回にします。ありがとうございました。

議長（井田義之） ここで、暫時休憩をいたします。10時35分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時35分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、22年度一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を続行いたします。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、一般会計（第6号）について、質問させていただきたいと思います。福祉課長に質問します。

委員会の中でも一定の説明を聞きましたけれども、一般会計38ページです。高齢者福祉施設整備事業。

これも一度説明してください。

ちょっと議長、休憩、すみません、ごめんなさい。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時36分）

(再開 午前10時37分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、会議を続行します。

今田議員。

16番(今田博文) 歳入で、加工場跡の利用料56万4,000円、これ減額になっておりますけれども、これはどういう状況ですか。

議長(井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えをいたします。この減額につきましては、ご指摘のとおり、旧加悦加工場の土地取得にかかわります賃借料の減ということでございます。

当初、京都府から、今日まで町が借りまして、それを京とうふ加悦の里に貸借していたという経過がありまして、町経由で、この金額につきまして、320万円余りの当初予算額を計上いたしておりましたけれども、ご承知のとおり22年11月9日に町のほうを取得することになりました。再計算をいたしまして、町といたしましては、平成22年度につきましては、京都府が査定をいたしました平米単価を用いるということで、11月9日までの部分と、それから、以後の町が取得する部分の再計をいたしまして、今回、この56万4,000円を引かせていただくと、いわゆる土地の面積が、100%が半分になったということで、この金額の減が生じてきたということでございます。

議長(井田義之) 今田議員。

16番(今田博文) そうすると、今後も加悦とうふ工場については賃借という関係が続いていくんだろうというふうに思っておりますけれども、いわゆる町の土地になったということで、これからは町が賃借料をいただくと、こういう形になるんですけれども、その金額と面積はどれぐらいになっていますか。

議長(井田義之) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) 平成22年度につきましては、先ほども申し上げましたように、京都府の平米単価を用いまして、面積を掛けた部分と、それから日数を掛けさせていただきまして精査しております。

しかしながら、平成23年、新年度予算の中でもご質問があるかなと思っておりますけれども、23年度につきましては、365日分の365、1年間をお貸しするということでございまして、それにつきましては、町の規定がございまして、町の規定ということで、固定資産評価額の4%を、その類似地区に4%を掛けさせていただきまして、そして、それにかかります1年間の面積を貸与する部分をいただくということでございますが、今回、京都府が出しております金額と、それから、町が今、言いました4%で積算する金額に大きな差が生じております。そればかりではなくて、今回、京とうふ加悦の里と、それから福祉施設の建設があるわけでございまして、それぞれに一定の減額といいますか、減免規定を適用したいということでございまして、福祉は従来からございまして、京とうふ加悦の里につきましても地域貢献、誘致企業であるということで、2分の1減ということで適用させていただくことを考えておまして、平米単価につきましては178円、ちょっと端数がありますが、それに京とうふ加悦の里につきましても1万404.66平米、残りが7,664.45平米が福祉の施設ということになるわけでございますが、その分に平米単価を掛けまして、年間使用料をいただくという形で

23年度予算に計上させていただいているということでございます。

金額にしますと185万6,600円、これ新年度予算で説明したらいいんですけども、普通財産として扱いますので、従来は企業誘致の推進事業費の中にも上がっておりましたけれども、それがなくなりまして、収入のみの貸付使用料の中に、この金額が上がってくるという形で予算計上を、23年はさせていただいております。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 平米単価178円、今までより減額になるという話ですけども、そうしますと、この単価というのは7,600平米が福祉の里ということになりますけれども、これと同額というふうに考えたらいいんでしょうか、それが1点。

それから、今まで京都府と賃借をされておった部分との単価の差ですね、これがどれぐらいになるか教えてください。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。京都府の単価を従来から割り戻しますと178.19円です。当町が平成23年から適用します金額が5割減ということでございますので、178.44円という数字で京とうふ加悦の里並びに福祉施設も2分の1適用ということでございますので、その額で積算しているということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） ちょっと、今、理解が、私できません。もう一度お願いします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） もう一度きちっと説明させていただきますと、京都府の従来の平米単価が178.19円だということでございます。

それから、当町の積算根拠によりまして出させていただきましたのが、先ほど説明した計算式でいきますと178.44円で、平米単価でいただくということでございますが、そのさらなる積算根拠を申し上げますと、固定資産税の評価額を用いておりますので、この周辺の評価額が8,922円ということでございまして、それに4%を掛け、さらには2分の1減額ということで178.44円を基礎単価として積算をしているということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 基礎単価は、従来の、その京都府との契約と変わらないということですね。ですから、その178点幾らでしたか、細かい数字はおいておきまして、その2分の1をいただくと、賃借。これが2分の1になった額ということ。そうですか。はい、わかりました。

そうすると7,600平米が福祉の里の、いわゆる構想というふうになっておりますけれども、ここの、どういう面積に対して、その福祉法人なりNPOから賃借料をいただくとか、そういうすみ分けというのはできておりますか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 全体の面積といたしましては1万8,000平米ございまして、そのうち、今ありましたように1万平米が商工のほうで、とうふ工場のほうで使っていただく、あと残り、細かく言いますと7,600平米が福祉の地域共生型の土地ということで使うということにしております。

ここは現在、4法人で整備を進めていただいておりますけれども、ここについては、新年度予算のときに少し町長のほうからもあったかというように思いますけれども、この共通部分というのがございます。例えば、駐車場でありますとか、また交流広場、交流広場につきましては、災害時の集合場所、避難場所等々に使うということでございます。そういったことで、現在、中身を検討しておりますして、そういった共通広場については、貸付金をいただく面積から省くとかいうことを、現在、検討中ですので、まず、建物については確実にいただくということございまして、駐車場と共通の広場等については、今後、中の法人等々詰めていきたいというように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それから、歳入ですけれども、法人均等割が大きな減額になっておりますけれども、この中身といいますか、状況説明をお願いします。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。先日、勢旗議員からも、この件につきまして若干ご質問がございました。その中で申し上げておりました分もあわせまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

一番大きな減額の理由につきましては、9号法人であります資本金が50億円を超え、それから従業者数が50人を超えるというランクになりました事業所が、ここ年額が360万円の均等割額でございます。そこの事業所が格を下げまして7号法人になりました。7号法人は、資本金が10億円以上、それから従業員者数が50人以下ということで、この年額は49万2,000円です。その差額が約310万円という減になっております。

それから、この経済状況等を踏まえまして、そのほかの廃業になられた法人だとか、それから事業所を引き上げられた会社とかいう、その事業所が約26業者ほどございまして、その合計の均等割額が317万2,000円という見込みになっております。合わせまして628万円減額ということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。ページ数を申し上げながら質問をしていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

16番（今田博文） ページ数は17、18です。この法人の数というのも、かなり減っているというふうに思うんですけれども、この法人の社ですね、法人の数の推移というのはどのようになっていますか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。現在、平成21年におきましては10社減りまして423社になっております。

それから、今年につきまして、今、申し上げました減数になっております分が27ほどと申し上げましたが、今現在、423社から396社という数字で現在、把握をさせていただいております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） きめ細やかな、どこでしたかな、議長からページ数を言うように指摘いただきましたけれども、ちょっとわかりません。何ページかわかりませんが、歳入です。歳入できめ細

やかな交付金1, 390万円の減額が出ております。これは恐らく入札減というふうな部分だろうと思います。町債でしたね、すみません。24ページ、町債の減額です。これが出ておりますけれども、恐らく、これは入札減というふうな部分で、今回、減額になったんだらうというふうに思っております。

このきめ細やかな交付金、これ最終交付金が幾ら、一般会計から負担されたのが幾ら、町債が幾ら、総額幾らの事業だったんですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。このきめ交の減額でございますけれども、入札減ではなしに、12月補正予算で野田川の中央公民館トイレ、それから野田川の体育館トイレ、それから、ワークパル等の整備工事を上げさせていただきました。これが、いわゆる国民文化祭関連ということで、いわゆる光をあてる交付金のほうで採択したいということでございましたので、きめ交のほうから光の交付金のほうに回したと、こういうことで減額にさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうすると、最終トータルというのは、まだ出てませんか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。12月補正では、きめ細かな交付金事業といたしましては、2億円を若干超える事業費を上げておりましたが、先ほどの事業を光のほうに回したことによりまして、現在、予定しております総事業費が1億9,672万4,781円、そして、きめ交が1億820万2,000円、地方債が4,580万円、一般財源が4,272万2,781円、この額で現在、きめ細かな交付金事業を予定させていただいているということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 総額で1億9,000万円、2億円近い大変な事業が執行されたということでございますけれども、非常に不景気といいますか、世の中、沈滞ムードの中で大きな効果があったのかどうか。あるいは業者の人にしたら、助かった部分もあったんだらうというふうに思いますけれども、この1億9,000万円の効果というのは今すぐには出ない、あるいは分析をされていない部分もあるかと思っておりますけれども、これを執行された時点で、どのような効果、あるいは、どのような執行状況といいますか、与謝野町の経済に与えた影響というのは、どういうものがあったのか、分析をしておられましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。きめ細かな交付金事業1億9,600万円、これにつきましては、まだ、ほとんど執行しておりません。ほとんどが平成23年度に繰り越しをして執行するということとなります。

事業を見ていただきますとおわかりのように、すべてがハード事業ということでございます。これが与謝野町の経済に、どのような効果をあらわすかということになってまいりますと、請け負われる業者さんにとっては、確実に効果があるだらうというふうに思っております。いわゆるこのお金が来るから町は発注をすると。このお金が来なければ、町はお金がないわけですから、

こういった事業を発注することができないと、その発注するという中で1億9,600万円の、いわゆる経済効果というものは確かにあらわれてくるだろうとは思いますが、それが税収、あるいは雇用、こういったものに影響してくるかどうかということにつきましては、まだ、わからないということでございます。

それから、このきめ交だけではなしに、いわゆる経臨交、光臨交、そういったいろんな交付金がまいました。かなりの、20億円を超えるような事業を執行いたしました。これもすべてソフトもありますけれども、ハードが主でございます。そういったハード事業を、そのお金が来ることによって、町が発注したという事実はあるわけでございます。ですから、それを請け負われた業者さんにすれば、それなりの、やはり経済効果はあつただろうと、その企業の、いわゆる雇用なり、それから経営の安定に資することはできたのではなかろうかというふうに思います。

ただ、その経済効果の広がり、いわゆる与謝野町全体に及ぶところまでは至っていないということは言えるだろうというふうに思います。以上です。

16番(今田博文) 今田議員。

議長(井田義之) それでは、次にいきます。

除雪の関係です。今回、5,700万円を超えるような大きな除雪費が出ております。大変、職員の皆さんもご苦労いただいた。そして、業者の方も大変な作業だったろうというふうに思っております。年末年始から1月はすべて雪マーク、雪が毎日毎日、どんどん降りまして、どうにもならない日が続いて、大変、町民の皆さんもご苦労いただいたというふうに思っておりますけれども、この除雪費、今回補正ですけれども、これは恐らく全額ではないというふうに思いますけれども、全額では、どれぐらいな金額になりますか。

議長(井田義之) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えしたいというふうに思います。2月の中ごろまでの部分でございますけれども、それで7,000トンで83万7,000円というふうな、今、検算をさせていただいております。

ただ、先週ですか、山間部のほうで除雪車が出ましたので、その部分につきましては、カウントができておりません。今回5,750万円というふうなことで、計上させていただいております。今、7,000万円と言いましたので、最終的に750万円ということになりますと、大体、朝5時から昼の11時ぐらいまで出動すると、約750万円というふうな試算をさせていただいております。その程度、ちょっと余分な部分につきまして計上させていただいたというふうなことでございます。ちなみに、2月の中ごろまでの実稼働時間につきましては、4,127時間というふうな状況になっております。

議長(井田義之) 今田議員。

16番(今田博文) 一日、午前中出ると750万円の費用が要ると、大変な費用だというふうに思っております。役場にもいろいろと電話があつたり、苦情があつたり、いろんな申し入れがあつたというふうに思いますけれども、どういうことでの苦情なり、お願いといいますか、その町民の方からの電話というのは多かつたんでしょうか。

議長(井田義之) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えをしたいというふうに思います。今回のシーズンで感じさせていただきま

したのは、通常、深夜に雪が降るわけですが、今回の部分につきましては、特に明け方が多いというふうなこともございまして、今のマニュアルの中では15センチになったら除雪をさせていただくというふうなことを基本に考えておりますので、除雪時間のほうが、稼働時間のほうが遅くなりました。特に、当然、深夜に降っておりますと、5時に出勤させるわけですが、例えば、その積雪時間の15センチに達するのが、例えば7時だとか、そういうことになってまいりますと、それから業者のほうが稼働するだと、そういうふうなことがございました。

また、そういうふうなことで、地域のほうからどうして遅くなったんだと、もっと早くしてくれというふうな依頼なり要望の電話がございました。また、今回、特にうちのほうではなかったんですけども圧雪、とりあえず雪が固まってしまって、なかなか走行できないというふうなことがございまして、そういった路線が府道だとか、国道のほうにもございまして、直接、町のほうにそういった苦情が入ってくるというふうなことがございました。

特に、大きな機械でやることですし、中には家の前のほうに雪を置くわけじゃないんですけども、置いてしまうというふうなケースがございまして、そういったおしかりの電話もあったというふうに記憶をしております。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 除雪の、積雪の記録というのがあるというふうに思うんですけども、テレビ、あるいは新聞等で、どここの町は何センチ降った、どここの町はどうだったという積雪の記録が報道されております。

与謝野町は、今回の積雪幾らだったのか、あるいはどこで積雪の量をはかっておられるんでしょうか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。除雪に対する、今の15センチ云々というのは、町長の一般質問の答弁にもございましたように、各庁舎のほうではからせていただいております。ただ、総トータルの部分につきましては、京都府さんのほうの積雪情報等で確認をさせていただいております。例えば、与謝の場合でしたら、国道176号線の与謝野橋の手前のところに積雪の観測所がございまして。また、岩屋峠の部分につきましては、岩屋峠の頂上付近に、そういった観測所を設けておりますし、また、滝のほうでもそういった観測所がございまして。

今回の部分につきましては、1メートル50センチを超えるような、最終的には積雪があったのかなというふうに思っておりますけれども、当町自体が、最終的にこндаけというふうなことの、いわゆる積雪深をはかったというふうなことはございません。

先ほども言いましたように、京都府の、そういうふうなデータがございまして、そういったところで観測なり、そういうふうな目安の部分させていただいておるというふうなことでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうしますと、町独自では計測はしていないが、京都府がはかっておられるので、それを町の積雪としてカウントして、その記録というのは当然、町に残しておるというふうに理解をしたらいいんですね、はい、わかりました。

それから、今、課長からありましたように、周辺部では1メートル50を超えるような大変な

積雪量でした。特に、高齢者の方が本当に苦労され苦慮されておった姿を私も見させていただきましたが、特に、ことしは屋根の雪をおろさなければ家がつぶれてしまう。こういう心配がありましたので、私たちの地域でも、ほとんどの家が屋根に上がって雪おろしをされておりました。しかし、高齢者の方は屋根に上がることもなかなかできず、業者の方を頼まれたり、あるいは、近所の方が手伝いに行かれた家もあったというふうに思いますけれども、非常にご苦労されたということだったと思います。この高齢者、あるいは周辺部の積雪の屋根おろし、こういうことに自治体が協力している町はあります。

京丹後、それから伊根町、南丹市、やり方はいろいろです。その家が業者を頼まれて、その何割かを負担する。あるいは人的な派遣をする。そういった形で自治体が応援をされておりますけれども、この町では、そういう応援態勢といますか、そういう制度をつくられる、そういうお考えはありますか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、それについて考えてはおりません。旧町なんかのときも、消防団等のボランティア的な形でお世話になって、大変、もう屋根がつぶれそうな、そういう状況は消防団等にお世話になるなり、地域の方にお世話になる形で対応してまいりましたけれども、新町になって、そうした体制というものを特別設定しているということにはなっておりません。

議 長（井田義之） 今田議員、もう時間ありませんので。

この次の2回目の質問にお願いいたします。

1 6 番（今田博文） 1分ありますけれども。

議 長（井田義之） もうゼロにしてもらっています。2回目です。よろしくお願いします。

ここで11時20分まで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時20分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般会計補正（第6号）に対する質疑を続行いたします。

議員の皆さんにちょっとお願いをしておきます。

先ほど、今田議員にお願いいたしましたけれども、どなたも質問の前にページ数を確認した上で質問席に立っていただきますようお願いをいたします。

12番、多田議員。

1 2 番（多田正成） 皆さん、ご苦労さんです。

きょうは朝から、大変、また冬に帰ってまいりまして、この寒い中、東北、あるいは関東大震災において、被災を受けられました方々、大変ご苦労をされておりますし、また、亡くなられた方に心からご冥福をお祈りしたいというふうに思います。

それでは、6号補正について、2点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

まず、46ページなんですけれども、上段の分の一番下にあります地域振興基金積立金となっております。700万円計上されておるわけですが、これは積立金ですから、幾ら積み立てていただいてもいいんですが、参考資料の2ページを見せていただきますと、その700万円の内訳が、積み立ての内訳になって、当然これは23年度に計上されておるものだろうなというふう

に思いますけれども、まず、伐採木等活用研究事業ということで、農林課のほうから出ておるようですが、この伐採木の研究は、どのようにされるか、まず、その点からお聞きしたいと思いません。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。ただいまご質問をいただきました伐採木等の活用研究事業につきましては、今回、基金に積み立てを、この補正予算によって行いまして、具体的には、平成23年度の当初予算で、その基金を取り崩す形で、23年度には実施をさせていただこうというものでございます。

内容としましては、近年、この議会でも、いろいろとご議論をいただいておりますけれども、担当課、例えば整備されずに残っている竹などの木質燃料について、この町内の施設でうまく活用していけるような、そういう方策が研究をしてみたいというふうに考えております。

ご承知のように、町内にはあちこちで竹林が荒れております。それがまた進行しております。これらを活用して、町内の施設、例えばクアハウスですとか、ユースセンターですとか、あるいはリフレですとか、あるいは豆っこの肥料工場ですとか、いわゆる重油をたいて燃料にしておりますけれども、何とかそれらの施設でうまく活用していけるような、そういう仕組みづくりを構築してやっていくのに、一体どういう課題があつて、どういう問題点、あるいはコストが必要なのか、そこら辺を、ぜひこの200万円の費用の中で、うまく活用して、研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 竹が、最近では、里山が整備されずに竹もたくさん生えてまして、大変だろうなというふうに思うんですが、それを活用して何かをしたいということでもありますけれども、この研究というのが、どういう研究なのか、使う研究なのか、あるいは、竹をどうしたら燃料になるのかということなんですけれども、もう既にチップとかペレットなんかは、もう既に、とうに研究されて出ておりまして、この辺の研究という意味が、私は少し理解に苦しんでおるんですが、そんな必要をしなくても、竹を伐採をして、そのチップとかペレットにする会社をお願いをすれば、別に研究をする必要ない。ただ、伐採費用に銭が要るんだということなら、これは別ですけども、その辺はどういうふうに課長、お考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今、議員おっしゃいますように、確かに時代の進歩とともに、こういった木質燃料を活用するに向けて、いろいろなメーカーが機械を開発され、ペレット、それからボイラー、これらについては、導入すれば、機械ものは手に入るということでもございますけれども、それを放置竹林から伐採をしてきて、それをペレット状にし、それをボイラーでたいて燃料にしていくということですけども、それらの、いわゆるペレットの製造にかかるプラントの計画ですとか、これらを計画するに当たって、施設の規模や人員の配置や、それらの具体的な場所や、それから、火力が、それだけでは補える火力しかありませんので、重油との併用で、どのような形になるのか、それぞれの施設に置きかえて工夫も必要だろうというふうに思います。

また、調達してきた竹の保存の場所ですとか、保存の方法、あるいは、その経済比較、あるいは、こういったCO₂に対する効果があるのか、そういったことを、例えば、この施設にそれを

導入するとしたら、どういうふうな姿になるのか、そういうところを具体的に場所を絞って幾つか計画をしてみてもどうかというふうに考えているところでございます、全般的には、議員おっしゃる状況はあるんですけども、その具体的な町内の施設に置きかえて考えてみるという機会は今までなかったものですから、そこをしていきたいというふうに思っております。

この交付金事業が突然出てきましたので、今は200万円の予算の枠取りという形で出させていただくんですけども、具体的には年度に入りましてから詰めていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 循環型社会といいますか、当町の里山を整理しながら、使えるものはエネルギーとして使っていこうということでありますけれども、その施設が、その体制は、まだできてないと思います。それはできているんですか。施設、ペレットやチップを、その燃料としてやる設備が、今、言われたリフレやクアハウス、そこら辺にもう設置がされておって、そういうところで使いながら研究をしていられるつもりですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。現在のところは、そういった機械の導入は、町としては行っておりません。それを今後、考えていくのに、どういった姿がいいのか、そこを見きわめていきたいというふうに思っております、現在のところは、どこにも導入経過はございません。これは、ペレットの製造の機械なりボイラーなり、セットで導入しようと思いますと、これ数千万規模のものになってくるだろうというふうに思います。一つの事例で言えば、但東町のシルク温泉が導入をされまして、もう2年ほど、平成21年度だと思っておりますけれども、ざっと4,000～5,000万円かかっているようでございます。そういったところも、視察もさせていただきながら、与謝野町に置きかえた場合に、どういう取り組みが一番いいのか、その辺を、この研究によって探っていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ちょっとお話を聞いていると、まだまだ無理があるかなという気がするんですけども、これは、この事業を、例えば200万円予定を組んで、予算を組んで、どこかの団体、あるいは個人、法人に委託をされてやられるおつもりなんでしょうか。その辺はどういうふうに考えておられますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。町に、すべての、これらのノウハウがあるわけではございませんので、いわゆる環境系のコンサルタント、あるいは大学等の研究機関、こういったところの、いずれかに委託をする形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） その点については、私、非常に公費を使うのが疑問に思うわけですがけれども、もう既にそんな研究は、はるか大学あたりでやられておりますし、いろんなものでしておられます。そういったことを改めて与謝野町で組んでいって、いかにも研究しとるような感じでは、私は非常に公金の使い方が違うのではないかなというふうに思いますし、私らは商売人で、非常に、ものはつくるんですけども、それを、ものをつくったものを消費をしていかなければ商売になら

んわけですから、行政はもうからなくても、それを研究して何かを組み立てていく、産業の活性化にしていくという意味はわかるんですが、それは僕はちょっと公金の使い方が違うんではないかなと。循環型社会が構築、この町にされて、そして、この町の里山を整備していこうと、それには竹が出る、間伐材が出るということで取られるんでしたら、わかるんですが、今お話を聞いていると、まだ、これから何千万円もかけて燃やすところをつくったり、そんなことで採算がとれるような公金の使い方は、私は全然違うと思うんですが、課長は、どのように思われますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この事業で採算をとろうというふうに、基本的に考えているものではなくて、環境に優しい与謝野町としての取り組みの一つにしていきたいということと。それから、そういう仕組みをこしらえることで、山すその整備もでき、それが一つの雇用にもつながり、そういったところのサービスにもなってくるということですので、議員おっしゃいますような、採算だけで行政は考えているわけではありません。そこら辺を一つご理解をいただきまして、大事なことは、この200万円を使わせていただいて、それがいつあんなことがあったなだけに終わらないように、それが、その次のステップにつながるようにしていくことが必要かというふうに思っておりますので、総論的な、その研究はどんどん進んでいると思いますけれども、それを与謝野町に置きかえたときに、どういう取り組みがいいのか、そこを研究していただくわけですので、これはオリジナルなものになるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 行政としての、課長のおっしゃる、その熱心なお取り組み、そのことはわかるし、その話を聞くと、ああそうだな、そうなればいいなという感動はするんですが、本当に、このことが採算がとれたり、事業として成り立つものなら、民間がどうに取り組んでいるんですね。商売というものはそういうもんなんですよ。ですから、この町で何をやるかということは、この町の里山をどうしていくんだと、それに対しては間伐材が出る、竹がたくさん出てくる、鳥獣が出てくるということで、こう整備したら、こういう廃材が出るから、こうして消費していくんだということの組み立てがあるんならいいんですけども、こんなものは民間が、なかなか取り組んでこない、多分、取り組んでおられても環境だとか、何とかいって行政のほうから補助金を受けながら、その事業を進めているところが私は多いと思います。

確かに、僕も大学教授と出会って、そんな話をしたことがあるんですけども、多分、コンサルタントは、行政に、そういうことを仕組んでくるんですね。そこにもっと真剣に考えていただきたいのは、公金のあり方、今後のあり方、確かに課長のおっしゃられることが現実にできればいいんですが、そんなものは完全にですね、業者がいっぱいおられるわけですから、採算がとれたり、商売になると思ったら、どう取り組んでおられるんですね。そこが行政の、私らのちょっと歯がゆいところなんです。少し、行政の言われていることもよくわかるんですけども、本当にそこがどうなんだということを考えて、そのことを資料に出してもらって、初めて我々がいいとか、悪いとか判断するならいいですけども、何か、こういう給付金なり交付金があるから、こんなことに取り組むんだぐらいな話で、これは、僕は課長、ちょっと違うと思うんですが、課長が熱心にやりたいとおっしゃっておるので、非常に私も指摘しにくいんですが、私は公金のあ

り方というものは、もっともっと生きたものに使っていただきたいな、私はそういうふうには思っていますが、課長は、最後にお聞きをしておきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これは、議員さんわかっておいでだとおっしゃっていただいているんですけども、全くわかっていただけないのではないかというふうに、私は感じております。それは見解の相違ということになるかと思えますけれども、これは決して、もうけるためにするというのではなく、町としては、今ある、困っている竹材、あるいは、そうした間伐材を生かして町の活性化のために、そのノウハウを今回、活用研究事業で知恵をいただいて、そして、町のそうした課題をともに考えていく、そうした研究のための費用として、これを掲げております。

今、地震が起こっております。今までの石油や、そうしたものに頼るのではなく、そうした、今ある資源を活用した中で、町が取り組んでいく、そのことによって、少しでもCO₂を少なくしていく、また環境を考えていく、そうしたもとなるというふうに思っております。ですから、そのことによって新たな取り組みを進めていきたいという。それらにつきましては、今後、施設整備をしていくためには相当のお金が要るでしょうし、それらについては、この与謝野町の身の丈に合った形がどういうものかというのは、今後また、皆さん方と相談する中で、協議する中で構築していくものだというふうに思っております。

行政は、いつも申し上げますけれども、もうけるとか、もうけないとかではなく、そうした民間でできない部分、不採算な部分であっても、町の責任として町民の安心・安全を守るための、そうしたものには投資をしていくというのが基本だというふうに考えておりますので、その辺のところでは全く考え方が違うかというふうに思いますが、その点は十分ご理解いただきまして、これは農林課だけの話ではなく、行政を進めていく上での基本的な考え方だというふうに、私自身は考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。先ほどから、課長にも申し上げているように、考え方、行政の取り組み、そんなことが間違っているとは思いませんし、町長のおっしゃっていることも間違っているとは言いません。

しかし、行政の本当に取り組むということが、そこにあるのかなと、いろんな事業を見せていただいておりますけれども、今、言われた採算のとれない、そんなことは、私もわかっています。行政の取り組むことは、採算がとれなくてもしなければいけない。水の確保、それから、高齢者の問題、少子化の教育の問題、いろんな問題が我々生活する中で必要だということはわかっていますけれども、そうでしたら、町長、この山を見回したときに与謝野町は、ここから見れば、ほとんど山が見えます。その竹、間伐材を利用して、その商品づくりがどんだけできると思いますか。すべて与謝野町の財産でもありません。与謝野町で取り組まれるのに、どれだけの材料がとれると分析されておりますか、そこをおっしゃってください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それがわからないから、そうしたものを一定のプロの方に見出していただくということでございます。そのための研究費として、これは上げております。

そらこのすべてで賄えるなんてことにはならないと思いますし、そのためには相当の、それを

切り出す人も要るでしょうし、いろいろな、それですべてが賄えるなんてことにはならないでしょうし、また、そんなことは現実、不可能だというふうに思っております。

しかし、少しでも里山や森林、そうしたものを守っていくための一つの方法として、こういうものを研究して取り入れていくということが大事だというふうに考えての予算化でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） もう時間がありません。町長の言っておられることは間違いだとは思いません。しかし、ほんならこれに取り組んでいただいて、本当に、その成果を出していただくのを期待しておりますので、採算がとれなくても事業をするというのは、私自身も理解をしております。しかし、私は、この山々を見たときに、どんだけ材料がとれるんかなと、そこまで取り組む必要、研究は、もう既にできてるはずです。そこに行って資料さえもらってくれば、必ずできるはずですから、そこを考えていただきたいと思います。

指摘みたいなことになって申しわけありません。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 私は1点に絞って、除雪にかかわる問題でお伺いしたいと思っています。

大変な雪が年末から続いて、町内の地域によっては、今でもずっと残雪があるという状況があるわけで、僕は改めてずっと回ってまして、格差があるんだなど、ここの場内にも、奥滝の雪がある中で頑張っておられる議員さんもおいでますけれども、改めて日常生活の中で、雪が本当に大変だということを実感したわけですが、周辺の、特に加悦地域での周辺の集落は大変なことになってましてね、これは具体的に行政が、データもつかんでいる点もあるかと思いますが、その点からちょっとお伺いしたいと思っています。

1点目は雪害ですね、農家のほうもありますけれども、民家や、それから古家ですね、ああいいうのも含めた雪害はどういう状況になってますか。お伺いします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。今現在と申しますか、これですと最終報ということで、3月4日現在になります。住家被害につきましては、半壊が1棟でございます。それから、一部損壊が4棟ということで、これが住家被害です。

それから、非住家被害が与謝野町が7棟といったことで、これは他の広域雪害対策本部に報告いたしておりまして、そのまとめということのご報告でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 今、出てるように、明らかに雪による災害が、やっぱり生まれてきているわけで、確かに古い家もあれば、まだまだ大丈夫なところもあったんだと思うんですが、民家自身が直接的な大きな被害というのが多発しているわけではありませんが、しかし、住居だったところがやられたり、いわゆる今、非住居になっているところがやられているというような傾向が出ています。

そこで、私、改めて、先ほど今田議員からも質問がありましたが、高齢者に対する支援とか、いわゆる雪害に対する支援とかいう問題を、私は今、町長の答弁では、先ほど、そういう支援策

としては現時点はないという話がありましたが、これほど降るのも珍しいわけで、これは非常に検討に値するのではないかというふうに思っています。

数はつかんでおりませんが、今、正確な。高齢者の世帯とか、それから、独居の世帯については深刻なことなんです。65を過ぎて、もしくはもっと高齢になれば大変なんです。雪おろしするなんてことはなかなか難しいんですよ。いろいろと病気を抱えたりしている方もおいでるわけで、こういう点は確かに総合計画でいう助け合いでやっていきたいと思いますということが、いろいろと書かれています。共助というらしいんですけども、私は、確かにみんなは、元気なときは支えられるというのがありますよ。しかし、独居で、半ば病気がちな方なんかと住んでいる場合は深刻な問題やと思うんです。現に僕が聞いているケースでいえば、近所から支援をしてもらって、入り口と屋根おろしはしてもらったと、軒の部分は。しかし支援する人間も高齢者で、棟の先のほうまで行けないということが起きているわけですね。だから、軒はやってもらったけれども、まだ不安だという、こういうケースもあるわけで、僕は基準がどういうもので、十分なのかどうかは別にして、行政としては、それなりの支援を検討する時期にきてるのではないかというふうに思っています。それは、高齢化の問題と雪が、こういう事態になったということを受けてですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、確かに高齢化が進んでいて、なかなか一人で暮らしの老人の方たちの、そうした除雪、あるいは屋根の雪おろしというのは大変だということは、状況もよくわかっておりますし、それらについても危惧しているところではございます。テレビなんか見ておりましたが、新潟の、あの豪雪の中でも80歳代のご老人の方が屋根に登って、そして雪おろしをされて、それで、けがをされたり、落ちて亡くられたり、雪が上から落ちてきて亡くられたりというような、非常に悲惨な状況もあろうかと思えます。

ご近所の方にお願ひしようとしても、周りに、そういった方がおいでにならない、そうした状況でも、でもと言うたらおかしいですけども、頑張っておられる、そうした姿がテレビに映ったりしております。そうした中で、与謝野町、今回は大変雪が多かったと思えますけれども、そこまで至らない状況だったということもございましたし、具体的には、それぞれの方が、ご近所にお願ひされたり、また、そうしたことをしていただく方にお金を払ってお世話になられた、そういった家もあったんではなかろうかなというふうに思っております。

先ほど、旧町のとときに申し上げましたけれども、旧町のとときには、大変たくさんの雪が、大雪があったときもございました。消防団が出動しまして、独居老人の方の雪の屋根おろしをさせていただきます。1回目あたりは大変ありがたいというて喜んでおられた、そのお年寄りが次になりますと、「まだ、来てくれへんけれど、どうなっとなだ」というようなおしかりを受けるようなこともございました。そのためには、やはりお互いに、自分でできることを、まずは自分でやってみるという、そうした、ご自分がやられなくても、だれかにお願いしてやっていただくというような、そういう手だても十分考えられるわけでございますので、ある意味、今回のことを、今後の教訓として、じゃあどれぐらいまで雪が積もったらどうなんかなということになりますと、雪が積もりますのは、ほとんど同じように積もるわけですから、町内全体の方が、そういうことになるというような状況をどこで判断するかということも、今後は一つの課題になろうかと

思いますけれども、こうした大雪等々は、そうそうないことだろうと思いますし、できるだけ共助と申し上げましたけれども、自分で手当ができる部分については、自分で。また、それができないときには、助け合いの中でしていただくような認識を持っていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁を聞いて、非常に、私自身も十分納得できる答弁だと思っていまいません、申しますのはね、やっぱりそこらはもっと大局論議が要るんじゃないかと思うんですが、東北やあんな地方と比較をされたんでは、ちょっと納得できないという感じがするんですよ。

私が言ってるのは、高齢で、体もなかなか動けない、こういう中で屋根の雪おろしが可能かどうか、業者に頼めば数十万円ですよ。大変な負担ですよ、だからそこを我々が、金の問題でなくて、今言う、我々が提案してきたのは、地域協議会やまちづくり協議会の中で、協働で地域をやっぱり支え合っていく組織をつくろうではないかという提案してますよ。そうなら、その部分だって、もっと必要なではないかと、急がれるんじゃないかということを行っているわけよ。

私は、やっぱり対応が、その点での研究が、もっともっと本格的に、その対策として考える必要があると思いますよ。高齢者対策として、高齢化が進んだ、この町なんですから、だから周辺地域は特に、その比率は一般論でもよく知っているとおり激しいものがありますよ。だから、そういう点では、私は非常に、この問題は除雪で、今、取り上げましたが、象徴的な一つの出来事です。暮らし向き全体で見たときには、この対策は本当に、本格的にやらないと、僕はだめだと思えますね。それは、私どもがずっと言ってきた地域協議会、まちづくり協議会という形で言ってきましたが、地域で支え合っていくと、その組織をやっぱり力が、高齢化が寄ってるところでも、支え合うような組織をどうリードしていくか、どう行政が指導性を発揮していくかということだと思えますよ。

自分らでやんなさい、やんなさいということのを待っててもね、いつまでたってもできませんよ。そらいろんな事情があるから、変化が住民の中にも起きてきますよ。現にそれは、地域の中で先ほど言いましたけれども、支えるために近所の人らが、民生委員さんらにも協力願って、僕が知っているケースですよ。除雪しようという、そういう取り組みが始まっていますよ。だけど、そうだけじゃなくて、今もたない、それでは限界もあると、もちろん、そのことも、もっともっと強める必要があると思うんですよ。だから、そういう角度からの検討をぜひお願いしたいというふうに思っています。

それから、この関連でもう1点だけ、むしろ冒頭に言うべきだったんだと思うんですが、私、除雪対策ですね、建設課を中心に、業者の人の協力も得て除雪を行っているんですが、旧町るときからずっと僕も問題意識を持ってまして、いうたら日常生活の中での、その貢献ですね、除雪の貢献、よく議場の中では経済効果というか。経済的な貢献はどうかみたいな話がよく出るんですが、単なる経済的ではなくて日常生活、暮らしの中で除雪が、どれほど大きな貢献しているかというあたりはどうなのでしょう。ちょっと抽象的な質問ですが、そういうことは統計的に拾ったようなことはありますか、課長。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに、今の当町がつくっております除

雪マニュアルには、そういうふうなことで防災上、また、そういうふうな積雪で支障のある部分について、早急に、どういうんですが、改善をしていくというふうな目的で除雪をさせていただいておるといふふうに思っております、そういうふうなことから、大変、業者の皆さんにはお世話になつとるといふふうに思っております。

ただ、実際に、そんならその部分の、どの部分の効果が出てくるのかというふうな点については、私どもも調査はしておりません。ただ、ほかの町が、今の町道の除雪が50%に満たないというふうな中でも、当町の除雪率というのが非常に高いというふうに思っております、約93%ぐらいの町道の部分につきまして、除雪をさせていただいておるといふふうなことでございます。

こういうふうなことから、いわゆる旧町から、そのサービスをずっと行政はしてきたというふうに思っております、それを新町になっても受け継ぐということで、今、除雪をさせていただいておるといふふうなことでございます。こういうふうな、行政がサービスをしていくというふうなことは、なかなか数字的にはあらわせない部分なのかなというふうに思っておりますけれども、ほかの町と比べまして、そういうふうな中で、非常に、町民の皆さんに、サービスということがおこがましいのかどうかわかりませんが、日常生活に支障にならないような格好で、そういうふうな業務をさせていただいておると思っております。ちょっと数字的にはかることができませんけれども、ほかの町に比べて、大変そういうふうな除雪の関係については、進んでいるというふうに思っております。

今後も、できるだけ、そういうふうなサービスが低下しないような格好で、この体制を、そのまま維持していけるようにしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁にありましたように除雪そのものは、いわゆる公共の公道である道路を除雪すること自身は、非常に大きな社会的貢献、私、経済効果というのは、非常に大きいものがあると思うんです。予算では7,000万円、8,000万円になるかというお話をしていますが、私はそんな比でないと、その効果は。だから、除雪という役割は、非常に大きいというふうに思っております。これはもう1点です。

それから、2点目は、さっき言った点で、ぜひ、その2点目も含めて前向きに、全体で支援策をどう考えていくかということも含めて、ご検討を願えたらと思っております。終わります。

議 長（井田義之） 伊藤議員、ちょっと待ってください。

太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の皆さんが、そうした思いを持っておられるということは、重々承知はしております。先ほども申し上げましたように、行政でできる範囲、そして、町とても、公共施設を100カ所以上抱えております。そうしたところの除雪、あるいは、安全確保をしていく、そうした責務もでございます。それプラス、個々のお家については、やはり行政にという前に、まず、個々のお家の中で、家族が、ほかにも息子さんがおられるかもわかりませんが、ご親戚が近くにあるかもわかりませんが、あるいは隣近所の方との、常のきずなの中で、やはりまずは、自分のところのことを自分で解決していただくような手だてを打っていただきたいし、それができない場合には、共助という形で、ご近所、あるいはもう少し大きい範囲で言えば地区、あるいは区と

いいですか、集落という形になろうかと思えますし、その中で今、自主的な形で、そうしたことも生まれているところがございます。そういうことは、非常に町としても、いいことだというふうに思っておりますし、そうしたことも期待をしながら、今後についても、それらについても研究していく必要があろうかというふうに思いますが、現時点では、それぞれの役割をできるだけ果たしていただきたいという思いでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が相談に乗った、何件かあるんですけども、そういうケースがね。その方は共通して親や子供はいないと近所には言うておられました。だから、ケースはいろいろあるんですよ。だから、今言っている、みんなで助け合っというのは、町長は言いますが、そんなことは、地域の中で今、言い出すと長くなるけれども、今、無縁社会の話じゃないけれども、地域崩壊が始まっているんですから、無自覚のうちに、だから、改めて地域協議会、まちづくり協議会というのは、意識的に、そのことを取り組まないと、行政が、指導性を発揮しないとおくれるということが言いたいんです。そのことを申し上げて質問を終わります。

議 長（井田義之） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時02分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般会計補正予算についての質疑を続行します。

質疑ありませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは一般会計補正予算にかかります質疑を始めたいと思います。

質疑に入ります前に、皆様からご発言があるように、東北沖における地震に際し、被災に遭われた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を心より願っております。

それでは、一般会計補正予算の資料をごらんいただきたいと思います。

地方活性化交付金についての質疑でございます。いま一度、この地方活性化交付金の概要を確認をさせていただくことから、私の質疑を始めたいと思います。

この地方活性化交付金は、円高デフレ対策のための緊急総合経済対策、新成長戦略実現に向けたステップ2と題し、新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援するとございます。

私は、この地方活性化交付金の予算を計上するに当たり、ぜひ必要なことがあるのではないかと考えております。それは、さきの一般質問でも申し上げましたとおり、これらのDV対策、自殺予防対策等の弱者対策にかかわる問題といたしましては社会的包摂、つまり社会から一たん阻害をされてしまったような人たちも含めて、ふろしきですべての人たちを包み込むように、社会のあり方を考えていこうという観点に基づき予算を計上する必要があるのではないかとおっしゃいますが、この地方活性化交付金が施行されるに当たり、庁舎の中での政策的な理念の形成、そして共有は行われていたのかどうか、まず、その1点からお伺いしたいと思えます。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、庁舎の中で、どのような協議をしたかということでございますけれども、この地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の概要が国からまいりました。その概要というのは、現在、資料としてお配りをさせていただいております。これをもとに各課に紹介をかねまして、それぞれの課で、こういった趣旨で取り組みたい事業を上げていただきたいということで、予算要求をしていただいたということでございます。

それから、地方消費者行政、例示してあります地方消費者行政、DV対策、自殺予防等、これらの弱者対策につきまして協議もいたしました。しかし、この交付金だけで、今、与謝野町が、こういういった対策を打つというところまでの、まだレベルには達していない。今の日常行っております、こういった対策の仕事を、まずは着実にこなして、それから、こういったものの対策に取り組む必要があるだろうと。

要するに、今、この地方消費者行政ですとかDV対策、これらに取り組む力量というものが、現在のところまだ、与謝野町には備わっていないというところで、こういった予算計上をさせていただいたということでございます。

もちろん、こういった対策をしなくてもいいというわけではございません。これから力をつけて、こういったものもどンドンと取り組んでいきたいという考えはございます。以上です。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、その庁舎の中での、その政策の理念の共有ということは、現在の与謝野町の行政の中では、可能ではなかったと、そういったご答弁だったと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、与謝野町の中で、この光をあてる交付金の趣旨なり、概要については、すべての課で共有をさせていただいて、協議もさせていただくと、それに基づいて、予算要求もしていただいたということでございます。ですから、全く協議をしないということではないということでご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 協議はされましたけれども、政策の理念を形成すると、そういった段階ではなかったということではないでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。いわゆる地方消費者行政、それからDV、自殺予防、こういった対策につきましても、できる範囲の中で今、与謝野町では取り組んでいるということでございますけれども、いわゆる地域活性化交付金の趣旨に添うような、例えば、例示として書かれておりましたのが、DV対策としてはシェルターの建設だとか、それから相談員の配置だとか、そういったものがございましたけれども、そこまで、今、与謝野町として取り組んでいける、いわゆる力がないということは結論として持っております。

しかし、いつまでもそういう力がないということばかりではいけませんので、日常の事務をこなしながら、そういった力を、これからつけていくということが必要だろうという認識でおります。

議長（井田義之） 山添議員。

1 0 番 (山添藤真) 現在では、その庁舎の中で、そういった力がないといった認識を持っていらっしゃるのとのございましたけれども、今後、こういった、いわゆるソフト事業に対し、庁舎の中で何かしらの政策を立て、そして実行をしていくような体制づくりを進めていくことは必要だと、そういうご答弁だったと思いますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 (井田義之) 太田町長。

町 長 (太田貴美) ご質問にお答えする前に、きのう、有線テレビを見ておりました、私、とんでもない間違いをしておりました、ドメスティック・バイオレンス、DVをDVDまでつけてましたんで、これは恥ずかしながら、ちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

今、ご質問の件につきまして、決して、それらについては考えていないということではないですし、男女共同参画の係もございますし、そこが中心になって、全体に、そうしたことについての、今まだ啓発というような段階でございます。

シェルター一つ、町で設置するということになりましても、それを被害から守るには、非常に人の目から触れないような、完全に、その方の人権が、あるいは身体が保護される、確保できるという、そういうきちっとした体制をとらないと、中途半端にしましても、何ら、これはできないんじゃないかと、空いた家があるから、ここに隔離をして保護をしようということになりましても、そういう体制や人員がそろわないとできないということで、決して、だからといって、そのことについては考えていないということではございけません。それらについては、京都府なんかの指導を得たり、協力を得る中で、広域的な中で、もし、そういう方がおられて、その方を保護しなければならぬときには、関係機関と相談の上、警察だとか、そういうとことの相談の上、やはりやっつけようという、そういう方向性は出しておりますが、先ほど申し上げましたように、具体的に、それを町内で進めていくには、まだまだ力量が足りないということでございます。一応、答弁といたしましては、その件で、おわびと答弁とさせていただきます。

議 長 (井田義之) 山添議員。

1 0 番 (山添藤真) ありがとうございます。それでは、庁舎の中での協議は開始をされていらっしゃるということだと思いますので、私のほうから幾つかの事例を、まずご紹介をさせていただきたいと思います。

これはイギリスの事例から始めたいと思います。といいますのは、やはり先般の一般質問でも申し上げましたとおり社会的包摂、つまり人々を社会の中に包み込んでいくであったり、昨今、社会関係資本と言われます地域の結束力を醸成するような政策理念といったものが、私は今回の、この地域活性化交付金には神話性があるのではないかと思うからでございます。

それでは、イギリスの事例から始めたいと思います。1997年12月に社会的排除対策の設置を、対策室の設置をされています。18の政策検討チームを設け、複合的な社会的排除の要因に対する対策を検討されております。その対策といたしましては、三つ大きく上げられております。

一つはニューディール政策、つまり低所得者等の増大による不平等の解消、福祉から就労へと目的を設置し、1998年からニューディール政策を実施されているということです。具体的には、18歳から24歳の若年層で6カ月以上の失業状態にあり、求職者手当を受給しているすべての若者に対し、パーソナルアドバイザーによる就職支援でございます。

2点目は、コミュニティ対策でございます。官民連携方式で、専門的なアドバイザーを置き、最も貧しい地域に資金を注入させ、失業、健康、犯罪、教育の改善、コミュニティの形成のアドバイス、人種的な不利益の改善、ビジネスの奨励などを行っていらっしゃいます。

そして、三つ目は、官民のパートナーシップの構築でございます。政府とボランティアセクターの代表が、コンパクトと呼ばれる協定書を結び、対等なパートナーとして位置づけられると、こういった政策を打っていらっしゃいます。これらの政策が打たれる根底には、やはり政策の理念というものがあまして、理念を具体化するための政策が、こういったことだというふうに私は認識しております。ですので、今、現段階では庁舎の中で協議中とおっしゃっていましたが、一番、その協議の中で必要になってくることは、やはり理念の提示だと私は考えております。

こういった、いわゆるソフトの事業に対し、これから町といたしましては、明確な理念を掲げられた上で、政策の協議などなどを進めていかれるお気持ちというか、視座がありましたらご答弁いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、イギリスの例を挙げられましたけれども、与謝野町は与謝野町としての理念を掲げたもの、それは、いつも申し上げますけれども、与謝野町の総合計画でございます。これは与謝野町として、この町の今後どうしていくかという方向性、また、その考え方を掲げたものがございますから、それに従って事業を、政策を進めております。それらを毎年皆さん方に、どこまで到達したか、また今後3年間で取り組む中身を総合審議会、計画審議会の中でもご議論いただいて、そして、それに従った進めをしております。

それだけではなし、ここに上がっております、こうした臨時的な地域活性化の交付金でございますので、これはあくまで臨時的で、ことし、今回限りの話でございますので、今までに、そうしたものを継続して続けていくことができなかつた政策等を、この機会に、これでカバーしていかうという、そうした考え方でございますので、今回これに載ってないから、上がってないから、その政策はやめになったんだというものでもございませんので、総合計画という皆さんとの共有をする、与謝野町にとっては憲法的な中身を肅々と10年間の中で、それに向かって進めていくというのが与謝野町の考え方でございます。

ですから、先ほども役場の中でも共有しているのかということでしたけれども、それらは、それぞれの課でも、また職員一人一人が、この総合計画の中身を熟知した上で、そこまで至っているかどうかわかりませんが、そうしたもとの、いろんな予算要求、あるいは施策の進めを各課から上げてきているというふうに、私は理解しております。

また、それには、先ほども申し上げましたように、行政だけではなくて、先ほど言われましたパーソナルアドバイザーといいますか、個々の人に対応していかなければならないこと、それから地域での、あるいはコミュニティでの、そうした、やっつけなければならぬこと、これがつまり共助の部分になるのではないかと思いますし、今度は官民パートナーシップということは、これは公助に当たるものだというふうに、日本語に言えば、そういうふうに理解しております。ですから、それらも一つ一つ施策の中でやっていくべきことで、十分、これらのことを前提に置いた、町の施策を進めているというふうに思っております。

新たな協議会等をつくるのではなしに、与謝野町は幸いなことに、昔から隣組、そして各地域、地区といえますか、そして、区という、それぞれの組織が、自治組織がしっかりしておりますので、それは各区によって非常に大きい、小さい関係なしに成熟度といえますか、そうしたものにバランスがありますので、それぞれの区でできる範囲での取り組みをしていただく、それに対して町も支援をしていくということがコミュニティの形成の中では必要ではないかというふうに考えております。

先ほど来、雪害の話も出ておりましたけれども、与謝区あたりでも、お互いに隣近所見守り隊のようなものをつくって助け合う、そういう組織を、また新たに充実させておられます。そうした考え方が、今後、やはりこの町には必要ではないかというふうに思ってますし、幸いなことに、それらが一つずつ前へ進んできているというふうに私自身は感じております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。私の傾向といたしまして、議論が若干飛躍をするといったことがございます。確かに町長がおっしゃられたように、与謝野町には与謝野町のやり方があって、適した方法もあると、私も承知をしています。

その中で、この、今回の地域活性化交付金が交付される中で、現在で申しますと、一番適した事業というのは、この総括表にあります事業ということになってくるかと思うんですけども、中身をざっと見てみましても、例えば、教育推進課であれば図書購入事業、図書システム改良事業、そして野田川体育館トイレの整備事業、そして、先ほど議論にもありましたように、災害時要介護者支援事業と、割と設備に対しての投資が多いように感じられるのですけれども、これらの設備を投資をされて、どのように、この交付金を生かしていこうとされているのか、その視座をお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、この交付金の趣旨といたしまして、知の地域づくりというのがございます。いわゆる知識ですね、この知の地域づくり。

例えば、図書の購入、図書の検索システムの導入、こういったものは知の地域づくりにつながっていくものということになってまいります。いわゆる本をふやして、蔵書の数を多くして、いろんな人に、いろんな本が読んでいただける、知の地域づくりに該当するだろうと。

それから、いわゆる図書の検索システム、これも、それらを利用される方たちにとって、それらの便宜を与えることになって、知の地域づくりに貢献していこうというふうに思っております。それから、災害時要支援事業、これらもいろんなシステム等を構築するわけでございますけれども、これはDV対策、自殺予防等の弱者対策自立支援と、いわゆるDV対策、自殺予防等が入っておりますので、こういったところの弱者対策ということに該当してまいります。

そういったことで、こういうものを導入することによって、この住民生活に光をそそぐ交付金、これの趣旨に基づいた活用を図り、与謝野町として、いい方向に進んでいきたいというのが願いでございます。

そういう意味で、こういった予算を組ませていただいたということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 山添委員。

10番（山添藤真） それでは終わります。

議長（井田義之） 17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、一般会計の補正について、何点か質問させていただきます。

まず、24ページの歳入のところの雑入なんですけれども、緊急時の飲料提供ベンダー売り上げの手数料として18万円計上されてありますけれども、これは自販機の売り上げだと思うんですけれども、ちょっと詳しくご説明お願いできますか。

議長（井田義之） 答弁求めます。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時53分）

（再開 午後 1時54分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） すみません。うっかりしておりまして、私の所管でございましたので説明をさせていただきます。

これは、名目どおりでございますが、詳しく申し上げますと、わーくぱるに設置をしております飲料水にかかります売上手数料でございます。2社契約しておりますが、その売り上げを確定をしましたので、大体この数字を上げさせていただいたというものでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 自販機の売り上げだということはわかりましたけれども、この緊急時の飲料提供ベンダーというのは、どういう趣旨のものなんでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私の所管でございますが、こういう名称を使うということにつきましては、この項目が、どういう格好で上がってきたというのは、ちょっとわからないんですけれども、緊急時にいろんな公共施設にあります自販機につきましては、こういう名目の中で処理をさせていただいているのが現状だということで、ここの項目にわーくぱるも上げさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 奥野総務課長、ちゃんとした答弁をしてくださいよ。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えいたします。緊急時の飲料提供ベンダー、ベンダーで便利マシンなんだろうけれども、緊急時と申しますのは災害等、いろんなときがあったときに、例えばコカコーラとか、いろんな会社、飲料会社がございます。そういったときは無料で、その飲み物を支給していくということで、かぎを預かっております、具体的に申し上げます。そのかぎでやって金を入れなくても、飲み物が配給というんですか、できるということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） わかりました。緊急時のときに、要するに飲料メーカーさんが物資の提供に、無償で提供すると、そういう仕組みを備えた自動販売機であると、そういうぐあいなことですな。そう言うっていただければわかるんですけれども。

それで、この間、東北関東地震が起きまして、大変物資の不足が言われているわけなんですけれども、緊急物資について、保管がたくさんされていると思うんですけれども、当町ですね、どうい

うものを保管されておるのか、その内容をちょっと聞かせていただければありがたいと思うんですけども。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 谷口議員さんのご質問にお答えしたいと思います。この資料につきましては、決算のときにお配りしたかと思っておりますけれども、いわゆる今日、東北地方で悲惨な状態ですけれども、そうしたところで求められているものが、あそこに出てくるようなものがございます。毛布をはじめ、それから体育館に避難されておりますけれども、それを仕切る、簡易的な仕切るものやら、それからアルファ米、それから、そういった食料品ですね、そういったものを3庁舎に分けて保管をいたしております。ちょっとリストを持ってきておりませんが、そういったものでございます。

議長（井田義之） 谷口議員、補正予算とあまり離れないような質問をお願いいたします。
谷口議員。

17番（谷口忠弘） ちょっとまだ、お聞きしたいところがあるんですけども、あまり補正予算と関連した以外のことは聞きづらいなと思うんですけども、もう一つだけちょっとお聞きしたいんですけども、食料品の関係については、もちろん賞味期限というのがあると思うんです。これ切れたものを提供するわけには、なかなかいかないと思うんですね、この処分というのは一体どうされるんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えをしたいと思います。当然、有効期限があります。これにつきましては、この前の防災訓練等もそうですけれども、各地区でやられる訓練がございまして、そういった方には、ずっと各区にお聞きしまして、配給して、活用していただいております。有効期限が切れたら、補充というのは、またその後で買い込みまして補充をしていくという仕組みにしております。

この前の防災訓練に限らず、地域で、そういったアルファ米とか、そういったものを緊急用の食料等を、啓発も含めてくださいというときには、有効期限の切れかかったものを提供させて、有効期限があるんですよ、有効期限に近いものを提供して喜んで使っていただいております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 申しわけないですけども、もう一つだけちょっとお聞きします。

議長（井田義之） 谷口議員に申し上げます。

予算の中に、この購入の欄がありますし、予算で質問していただけると、補正予算とあまり関係ありませんので、この程度にとどめていただきたいと思います。

17番（谷口忠弘） それでは、質問をかえます。

44ページに移らせていただきます。地域医療体制の拡充事業ですね、これ私、所管ではないので、ちょっと聞きたいんですけども、これは確か国の緊急雇用対策の中で取り入れられた事業だったように、私はちょっと記憶しているんですけども、要するに町内の医療機関に看護師を雇うことに対しての補助金を出すと、こういう政策ではなかったかなと思うんですけども、これ減額補正になっておりますけれども、この事業の結果は一体どうだったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

議員、申されますように、地域医療拡張事業といたしまして、当初1, 125万円の予算を6月補正で組ませていただきました。その中で医療機関に啓発といいますか、PRする中で各医療機関4診療所ですが、事務職3名、看護師1名の雇用をされる中で、実績の見込みがたちましたので、不用になる部分を減額補正させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 先ほどちょっとお聞きしたら事務職3名、看護師の方が1名採用されたということですが、当初、本当に多額の予算化をされておって、今回も本当に多額の減額補正ということで、何といいますか、そう簡単になかなか雇用はうまくいかなかったという点が指摘できるのではないかなというぐあいに思います。

医療体制の充実は、非常に大切なことでありますけれども、なかなかちょっと事業的に、これだけの減額補正が出るということは、あまり浸透しなかったのか、こういう政策があるということ自体が、その点、その原因は一体どういうところにあるのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども、分析されておられるようでしたらお聞かせいただきたいと思うんですけども。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えをいたします。当初1, 125万円事業費として、6月補正で組ませていただきました。その時点では、月額25万円というのを一人当たりの金額を想定いたしまして、5名の9カ月分という積算で1, 125万円を組ませていただきました。

そういった中で補正をお認めいただいた、すぐから町内の医療機関に、この制度の説明なりを徹底させていただきまして、その中から雇用の時期が多少前後することがございまして、一番早いところでは7月から雇用されとる医療機関もございます。

あと8月、それから11月に医療機関というふうに、時期が前後していること。それから事務職、それから看護師等で各医療機関が支払われる賃金にも差がございまして、そういうことから、先ほど申しました事務職3人、看護師1名の実績を合計いたしますと、予算との差が出てきたということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） はい、わかりました。続きまして、28ページに入りますけれども、要するに役場の管理業務、これは本庁、加悦庁舎、野田川庁舎、いずれも減額ということになっておりまして、この理由は、管理をしていただく業者さんを変更したということで、総額、三つ足すと170万円ぐらいの金額が減額をされているわけです。安くなったことは大変いいことだなど、私は感じたんですけども、シルバー人材センターさんにお世話になっていると、こういうぐあいにお聞きしたんですけども、この夜間の警備、これについては、一日じゅう宿直で見回られると思うんですけども、警備という業務をされておられるのか、宿直としての電話当番という形にされておられるのか、業務形態というのとは一体、どういうぐあいにされているのですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えをいたします。警備委託料で減額補正をいたしております。今、

議員が言われましたとおり、シルバー人材センターへ委託先を変更したものでございます。その中で、業務といたしましては庁舎の管理、夜間の庁舎の管理、いわゆる警備が一つございます。それから、それに伴いまして、役場にかかってまいります電話応対、これも一緒をお願いをいたしております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私、ちょっと調べましたら、夜間の警備ということになりますとね。警備業法という法律があるそうです。これは資格を持った業者さんでしか、この警備というものができないということをお聞きしたことがあるんですけども、シルバー人材センターさんは、この警備にかかわる業務の資格を持っておられるのか、その点についてお尋ねしたい。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、谷口議員さんがおっしゃられた、その警備の定義づけが、どこまでかという違いがあるかと思えます。警備と、私が申しあげましたのは、庁舎警備委託料ということになっております。いわゆる施設内の施錠の管理が、主に警備と申しあげても、そういった範囲のことをお世話になっているということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 夜間全般警備をされるということですから、当然、警備業務という位置づけになると思うんですね。

何も起こらなければ、それは一番いいんですよ。もし、不審者が侵入してきて、トラブルになって、おけがをされるなり、負傷されるなりという事態になりますと大変な大ごとになるというぐあいには私はちょっと思っておりましてね、その辺もう少し詰めた形で調べてみられたほうが、私はいいんじゃないかと思うんですけども、その点どうですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

先ほどの資格のことについての答弁をしておいてください。資格が要るのか、要らないのかと質問がありましたね、その答弁が抜けておりますので、よろしくお願ひいたします。

総務課長（奥野 稔） 先ほど資格の件につきましては、いわゆる先ほど申しあげたのは、うちでお願いしております施錠の範囲のものが、資格を必要とするものかどうかということをお聞きしたんです。その辺、今言われてましたように、それも含めて確認をしたいと思えます。いわゆる、先ほど申しあげた定義づけというのは、うちでお願いしているものが、通称警備の、議員さんがおっしゃる警備の資格の分野までいくものかどうかということの確認はしたいというふうになっております。

それから、先ほどけがをしたりとか、そういう人身に及ぼす危害が与えられたということもございまして、これらも含めて、いま一度確認をさせていただきたいというふうになっております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） もし、そういうぐあいにトラブルが起きて負傷なりけがをされると、これは町の責任にかかわってきますよ。やっぱりその点は十分調べていただいて、やはり資格のある、例えば、大手でいくとセコムさんとか、ああいうところはもちろん資格を持っておられて、警備業法にのっとって警備の仕事がされているということでございますので、そこをどうですか、やっぱり気をつけていただかないと、とんでもないことになる恐れもありますので、十分ちょっと

調べていただきたいなというぐあいに思ったりもしています。

続いて、66ページに入りますけれども、伝建の建造物群の保存対策事業でございます。これ減額114万1,000円ですか、減額をされてありますけれども、ことしの件数、もう年度が終わりですけれども。それと、もしわかれば、現在までの累計件数もわかれば、わかりませんか。ことしだけでも結構です。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。ことしの22年度の件数ということでございます。減額、今回させていただきました。ことし8件の補助金の申請がございました。累計ということですが、データを持っておりませんが、大体、ここ近年、10件から7件ぐらいの範囲で、推移でいっております。23年度の申請については、今、聞いておりますのは10件ということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 年間平均、毎年10件当たり応募というか、募集をされるということにして、着々と町並み保存ができていっているのかなとぐあいに思います。全体の、伝建にかかわる対象のお家というのは、今までエリアが決まっております、何軒かあると思うんですけれども、それと古い建物と比較的新しい建物の差があると思うんですけれども、現在、その対象物件数といえますか、それが何軒ぐらいあって、大体、今まででどれぐらいがやり直されたのか、全体にかかわる改修の割合というのは、どれぐらいになるかというのは、大体で結構ですでお聞かせいただきたいんですけれども。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。先ほどもありましたように、累計については、データは、今、持ち合わせておりません。対象物については、建築物が119件、それから工作物が45件、それから環境物件が2件ということでございます。今、議員言われましたように、建築物については、昭和20年以前の建物なので、もう既に65年を経過している建物ということでございます。

したがって、合併から、今、言いましたように7件から10件ということになりますと、ほぼどうでしょう、半数ぐらいの申請というんですか、実績があるということでございます。ただし、工作物や建造物の中にも、いろんな年後というんですか、棟棟で変わってきますので、これは残りがイコール半数とはいえませんが、今のところ、私の、今、概算では半数程度が申請をされたということでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） もう時間ないんですけれども、10件程度、毎年されるということですので、申し込みについては、もう少しされると思うんですね。持ち込みされた場合には、持ち込みされた分が次年度の優先順位の先にくるということで間違いはないですか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今、議員言われましたように申請に基づいて審議をさせていただきます。伝建の審議会がございまして、そこで吟味をし、承認されるという内容でございます。

議長（井田義之） もう谷口議員、時間ありませんのでまとめてください。

17番（谷口忠弘） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、2回目の質問に入りたいと思いますけれども、先ほど2点ばかりを、1回目のときに2点ばかりと言っておりましたけれども、1点目が長引きまして、2点目をちょっとお伺いしておきたいと思います。

38ページ、中ほどにあります与謝野町公的介護施設等整備事業補助というのが750万円出ているようなんですけども、まず、この設備の内容を、もう少し詳しくお聞かせください。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員の質問がありました、高齢者福祉施設整備事業の750万円の内訳を説明申し上げたいというように思っております。

これにつきましては、補助基準としまして、みんなのうち後野と、それから夢ライフ橋立ということで、二つの事業所さんに当初、府の補助金を受けまして、補助基本額が2,625万円でした。その2件分を補助させていただくということであったわけなんですけど、これにつきましては、補助金の単価改正がございまして2,625万円が3,000万円に改正をされました。したがって、この差額、2件分ということで、375万円の2件分、750万円を支出させていただくということです。

同じように、これにつきましては、先ほど申し上げましたように府の補助金、ページとしましては20ページをごらんいただきたいというように思います。この20ページのちょうど中ほどに高齢者福祉費補助金というのがございまして、ここに介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金750万円というものがございまして、こういったことから、全額府の補助金が上積みされた分を、その二つの事業所に補助させていただくというものでございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、この事業については、一法人といいますか、一団体といいますか、それに対して3,000万円という補助体制になっているということですか。そうしますと、私の記憶では9月の補正のときに、2号補正のときだったかな、何ぼでしたかな、2号補正のときに1,622万4,000円、このときに後野と岩滝というふう聞いておったんですけども、その、要するに足らずが3,000万円だったからという意味ですか、そういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この補助金につきましては、2階建て補助金ということになっております。したがって、府のほうの補助金と、町単費の補助金と、上積みということになっておりまして、国の補助金が、先ほど言いましたように、今度3,000万円になると。それから、その上に町単費でNPOなり社会福祉法人の場合については1,500万円の補助金が上積みされているんですけども、これが事業費がある一定額になりますと、それ以上、補助金の額を超えてしまいますと、もうそれは頭打ちさせていただくということで、ちょっと資料的には確認はしていませんけれども、そういった、今回については補助金ベースの基本部分の補助ベースが上がったということで、補助金が2階建てになっているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 9月の補正は10分の10というのか、100%ということで、府のほうの補助金が当てられたように思うんです。今回、ほんなら単費で、その上積みということになるのか、同じように府のほうの資料を見ますと、国、府としてあります。支出金となっておりますので、あのものなんですが、同じように100%の補助が上乘せされるということの解釈でよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 9月の2号補正の関係で報告させていただきますと、このときに府の補助金といたしまして、金額的には1,622万4,000円という補正額ということになっておりますけれども、内訳を見えますと2,625万円掛ける2カ所の分ということで、今言いましたように、みんなのうち後野と夢ライフ橋立ということで2件分ということと。

それと、これには備品購入費というのが別立てで補助金がございます。9月の段階では410万円が2カ所ということで、建物の本体工事プラス備品ということで、今、結果から言いますと3,000万円の建物と、それから備品購入費の410万円の分が、この9月に補正させていただいたということでございます。

それと、その金額だったらすごい金額になるではないかということでご指摘があらうかというように思いますが、実は6月補正の段階で、これは与謝の園のスプリンクラーの整備事業費ということで、補正で上げさせていただきました。

これは、町のほうから、この補助金を交付させていただくということで4,467万6,000円の補助金を100%受けて、そのままトンネルで出すよということで、予算計上をさせていただいたんですが、その後、この分については認定が、京都府が、その施設を認定するもので、直接補助ということに変更になりました。そういったことから、町の補助金を4,467万6,000円減額をさせていただいて、プラスの分と差し引きが1,622万4,000円ということで、9月補正でさせていただいております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） これは、ちょっと課長に教えてほしいんですが、これお伺いするんですが、要するに文教のときにも問題になっておまして、新年度予算でもちょっと問題になっておったんですが、その小規模多機能というのか、法人なり団体が、その事業をするときに1,500万円の枠は超えてということで、いうのは、この事業とは全く別な、僕らは頭がこんがらがってしまって、その基準がどうなのかということなんですけれども、その辺は、ちょっと説明をしてください。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この京都府の補助金を受けて行います福祉空間整備事業につきましては、これが法人であっても、有限会社であっても、株式会社であっても、これは対象になります。地域密着等の事業等ございましたら、対象になります。

一方、町のほうで福祉空間整備事業の単費事業といたしましては1,500万円の限度の分を持っておりますけれども、これにつきましては社会福祉法人・NPO、これに限られておりますので、これは1,500万円が限度ということで、対象者が少し違うということでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうして説明を聞けばわかるわけですが、例えば後野でも同じ事業で、加悦奥でも同じような事業をしておられまして、私の記憶では1,000万円、それから、加悦奥でも1,000万円、同じ事業をするのに、別々に、一NPOであろうが、どこであろうが、そこに支援、その仕事を支援していくのに、形が変われば何ぼでも支援がしていけるのかということがちょっと疑問に思うんですが、その辺は、課長どうですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この町の単費の補助金につきましては、今、申し上げましたように1,500万円ということになっております。

今まで、みんなのうち加悦奥ということで、NPOさんについては加悦奥で地域密着の事業を展開していただいておりますけれども、先ほど言いましたように、工事金額がございまして、これにいろんな補助金が入ってきます。その補助金が、みんなのうち加悦奥を整備されたときには400万円ちょっとだったということになってます。したがって、町は1,500万円を入れておりません。1,500万円のうち400万円ちょっとしか加悦奥には入れておりません。ですから、NPOさんが、さらにみんなのうち、今度は後野をされたときについては、1,500万円の枠の400万円ちょっとを使われておりますので、その残りの1,000万円ちょっとを交付させていただいて、合計金額としてはNPOさん1,500万円になると、このようなこととございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私の、ひょっとしたら認識が違ったのかもわかりません。加悦奥で1,000万円、後野で500万円というような記憶がありまして、今度、福祉空間で、また同じ事業者がやられるのに対して、また補助金も出るということ。それから、また、今言います、ここでも、そこに法人に出るといって、出てきばってやってもらったらいんですけれども、何といたしましうか、もっともっていろんなところがあって、商売というのか、事業を進めたいところもあると思うんですが、一定のところ集中し過ぎるんじゃないかなというふうな懸念がしたもんですから、その辺のかみ合わせを、ちょっとお尋ねしたんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この福祉空間の、府の補助の関係につきましては、これは一法人1回ということには限っておりません。京都府のほうがお認めになられた事業をやっていた場合については、それは回数は認められたら、回数は出ていくということとございます。

しかし、町のほうの単費事業の分につきましては、基本的に1,500万円が限度ということとさせていただきますので、そういった取り扱いにさせていただきたいというように思っています。ただ、どうしても、ここの地域に必要な施設をやってほしいというようなことがありましたら、これは、この町長のほうで認めた範囲で、さらに追加をさせていただいて、リセットして交付させていただくということは、これは町が必要ということであれば、それは可能であろうかというようには理解なり思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 我々にとって大切な事業ですので、きばって助成できるもんはして、きばって

ただけたらありがたいかなというふうに思うんですけども、あまりにも1点集中し過ぎると、ちょっと町民からの感情問題が出てくると思いますし、その辺の考え方が一番問題であろうなというふうに思いますので、そこら辺を今、課長にお聞きしたわけですけども、言われとる意味は、大体理解をできましたので、この辺で置いておきますけれども、今後、その辺を参考にして、よろしくご配慮願いたいと思います。終わります。

議 長（井田義之） 多田議員、ちょっと待ってください。
太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと誤解があるといけないと思うんですけども、町長がここがええと言ったら出すんだというふうにとられると、ちょっとまずいんですけども、これはやはり与謝野町の、そういう福祉計画に基づいて、そうしたものと合致する形でやっていこうとされる場所については、町もこういう絵が書きたいということですので、それに対しては柔軟な対応をしていくということですので、ちょっと誤解があるといけませんので、その点だけお断りさせていただきます。

1 2 番（多田正成） 終わります。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。
2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般会計補正予算に対する質疑を続行いたします。
質疑はありませんか。

1 6 番、今田議員。

1 6 番（今田博文） 申しわけございません。2回目の質問をさせていただきます。議長よろしいですか。

議 長（井田義之） どうぞ、ページ数をお願いいたします。

1 6 番（今田博文） ページ数はありません。除雪の関係で、先ほど、私も申し上げましたけれども、伊藤議員からの質問がありました。いわゆる住民を助けるような制度、そういうものをつくっていただきたいというふうなことを申し上げたんですが、伊藤議員の答弁の中で、少し気になりますので、もう一度お伺いをしたいというふうに思っています。

雪は町内全体で積もる。空から降るのは一緒ですが、雪というのは風に流されたり、あるいは谷にたまったり、ところによって平地部、山間部、全く違います。私も神鍋にスキーに行ったことがありますけれども、あの出石の町というのは少ないんですね、雪が。これで雪があるかなと思って、神鍋に行きますと物すごい雪がある。もうそれぐらい雪が降る量というのは、地域によって、大きく違います。

それから、80歳の高齢者でも、雪おろしをされている。もちろん、そういう方もあるでしょうが、80もなって屋根に登って、スコップやスノーダンプを使って、そんな人はまれです。我々でも非常にしんどい。下から屋根を見ると、非常に雪は少ないように見えますけれども、実際に上がってみると、そら腰以上は必ずあります。これは屋根に登られた方は恐らく、教育長はうなずいておられますけれども、そうでしょう、そうですよ。そうなんです。町長もありますか、

経験が。

それから1回行くと、たびたび要求があつてとまらない。こういう答弁もありました。確かに町長の言われたようなこともままにはあります。しかし、これだけ高齢化社会になり、お年寄りの世帯でありますとか、あるいは独居老人の数というのはどんどんふえています。そのことに対しての手当、やっぱり町が少しでも手を差し伸べるというのは、私はあつてもいいんじゃないかというふうに思っています。再度、町長の答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたこともあるということで、その私の言ってるのが、非常に冷たいようなふうに聞こえてるのではなかろうかなと思いますけれども、まず、町に、町にということではなしに、自分で、まず身を守ることを考えていただきたいというふうに思います。

というのは浸水、水の水害のときでもですし、台風なんかで、非常に風が強くて怖いというようなときは、その方は区を通じて、例えば、避難所を開所して、そしてそこへ避難をしていただくということも町はやっております。ですから、雪害で非常に家がミシミシいって怖いというふうなことがあれば、近所の方はよく御存じなんですから、そこから、区あたりから町のほうへ言っていて、例えば地域の公民館を一時期開放するというような手だてだつて、それはできることだと思います。

ですから、まずは自分たちでどういった方法で身を守るができるのかということ、まず考えていただいて、そうした中で、今後、町として緊急的な形で消防団に出動してもらつて、そうした雪おろしをするということも必要になってくるかと思えますけれども、まず、そうしたことも一つの方法だというふうに思えますし、それらのことについて、やはり地域とともに考えていく、そういうことが必要ではないかというふうな意味合いで申し上げました。

ですから、どういった方法がとれるか、今後もある程度の、そうした対応については考える必要があるかと思えますけれども、お年寄りの方も地域の方も、まずは、自分たちの身を守るということ、まず一つの、大きな選択の一つとして、そうした行動をとっていただけたらというふうに思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） もちろん、自分で自分の身を守るというのは、それは当然のことです。

しかし、町長、言われたように、家に雪が積もつてミシミシいうて家がつぶれそうなのに公民館に避難する。そんなことはできませんよ、実際に。自分の家を守りたい。壊さないように手当をしたい。それは当然の気持ちでしょう。今、町長、ボランティアだとか、隣近所でお互いに、共助という部分で助け合いをすればいいと、もちろんそれはそうです。しかし、限界があるんですね。どこの家も屋根の雪おろし、おろした雪を片づけんなん。あるいは車が出るように雪を除雪せんなん。いろんなことで自分の身の回りだけで、もう手がいっぱいなんです。そして、今は、ほとんど勤めておられます。そういう方が、なかなかよその家まで行って、屋根の雪をおろしたり、除雪したりするというのは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っています。

ここは、やはり自助、共助を超えて公助、こういうことが必要な時代になってきたというふうに思っています。町長おっしゃったように、雪は毎年、毎年降りますけれども、こんな大雪はかつてないんです。何十年に1回なんです。そのときぐらい少しは、やっぱり町が手助けをする、

応援をする、当然、町の役割の一つではないかなというふうに思っています。町長は、安心・安全を一番の施策、1丁目1番地に掲げられております。命や財産を守るというのも当然、役割だろうというふうに思っておりますけれども、もう一度答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

議 長（井田義之） やはりそういった災害に遭ったときに、まずはすべきことは、自分の身を守ることだというふうに思います。屋根がミシミシいって落ちそうだというのは、それは家を心配しておられるんであって、それよりまず、自分の身をどうしたらいいかといいますか、どうしたらいいかということは、やはりご自身も考えていただく必要があるんじゃないかと思います。

例えば、その公民館を開放していただくということになりましても、当然、職員がそこへ張りついて、いろいろお世話をさせていただかんなん。これは十分、そうした非常事態でございますから、そうしたことは、もう十分町としても対応していく心構えがありますけれども、あっちこっちあっちこちにそういう方がおられて、それに全部手だてをしていくというのは、大雪が降った、すぐのようなときには、町も、先ほども申しましたように、大勢の、町道をあれしたり、町の管理してますところも人が入って除雪をしたり、また、管理をしたりしております。それぞれのところでできることをまずするという意味で、やはり、そうしたことも判断の、選択の一つとして、考えていただけるような、安心して避難地へ行っていただけるような、そうした手だてというものも地域で考えていただく必要があるんじゃないかということで申し上げております。

それはおのおの家、町の中の、大変たくさん積もった雪を全部おろす、おろしても、おろしたら、今度はそれを、どう回収していくかということも、また問題になってきます。

大雪が降り始めたときというのは、そこまで手がなかなか回りません。そうしたことも含めて当面の間、そういう形で避難をしていただくということも選択肢の一つではないかというふうに考えております。それでは困ると言われても、なかなか町としては、その1軒、1軒の、そういうところに、先ほど、まさしく言われたように、自分とこの家を守るので精いっぱいというのが、ほとんどだというふうに思いますし、そうした中で少しでもそういう被害が出ないような方法というのも工夫する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長おっしゃったように、それでは困るんですよ。私の言ってるのはね、別段、職員さんが、そこに行って、実際に作業するとか、そういうことを言ったんじゃないですね。そのこともあってもいいけれども、例えば、自分の家が危ない、業者の方を頼む、全部身出し、何万円か何十万円かかかります。そこを少しでも手当をするような制度、あるいは何らかの形で、人を一人でも二人でも派遣するような制度、そういう制度ができないかというふうに言っているんです。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、今田議員は自助、共助、そして、公助で、今は公助のことが言われている時代だというふうにおっしゃいましたけれども、私はむしろ反対で、今まで行政にお任せ、行政に頼めば何とかしてくれるということがあったと思いますけれども、今それが非常になりにくい状況になっている、そういう中で自分たちでできることは自分たちで、また、それを助け合っていくことをやっていこうという状況の中で、やはりその辺は町としては、全体の町の除雪につ

いて、頑張らせてもらってますし、そのことによって、経済、先ほども出てましたけれども、経済的な仕事に行かなければならない、そういう方たちのためにも、それも大事なことですし、そうした中で、お互いが助け合っていく中での工夫が必要ではないかということで申し上げております。

今の段階で、今回の場合につきましても、幸いなことに、そういうことはございませんでしたけれども、一定の時間を済んだ中で、本当にそういう手だてが必要なのか、そういうことはやはり災害という中では、緊急的な判断もする必要があろうかと思っておりますけれども、今の通常のところでは、そういったところまでは考えておりません。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 公助の時代だと、私が申し上げたのは、屋根に雪が1メートルも1メートル50も積もれば、公的な何らかの援助というのは必要ではないかと、こういう観点から、今は公助だということを申し上げました。なかなか、今この場で制度をつくれと言って、町長がはい、わかりましたというふうなことはないというふうに思います。

副町長もうなずいておられましたし、ぜひ十分、冬までまだ時間が、何カ月かあります。ぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

副町長、検討に値することだと思われそうですね。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 急に振られましたので何ですけれども、町長が繰り返し申し上げますように基本的には自助、そして、公助の順になろうかと思っております。町長が申し上げますのは、まず、我が身を守るということで、ミシミシ鳴っておれば避難をという話がありました。議員がおっしゃってますのは、その話のほかにも、個人の町民の財産であります家を守ることについてのご提案だと思っておりますけれども、それは町長が繰り返し申し上げますように、基本的には、自助にかかわる内容ではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 副町長、少し冷たい答弁だったなというふうに思いますけれども、気候もだんだん暖かくなりますので、暖かい方向で、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。もうこれについては、きょうは終わります。

光をそそぐ交付金の関係で、農林課長に伺いたいと思います。環境に優しい農業推進事業、かなりの無農薬の水稻ですか、米を栽培したいというふうなことだろうというふうに思っておりますけれども、この中身について教えてください。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。環境に優しい農業推進事業委託料といたしまして、今回の地域活性化対策費の補正予算に168万円を計上させていただいております。これにつきましては、当町では自然循環農業という位置づけで、環境に優しい農業というものには取り組ませていただいておりますけれども、昨今の農業を取り巻く非常に厳しい状況の中で、先行きがなかなか明るくないというようなことから、新たなことに一つずつモデル的にでも取り組んでいって、明るい材料を農家の皆さんに提供させていただくことで、それが努力をすれば、また、新しい農業の姿に、そしてまた収益につながっていくんじゃないかということで、今回の補正予算では一つ、こ

の環境に優しい農業推進事業委託料としまして、無農薬栽培の実証試験をさせていただきたいということで、上げさせていただいております。

これにつきましては、町と農家の方だけでこういうことができるのではなくて、いろいろな民間サイドで無農薬であってもなかなか広がっていかないところを、こういう方法であればできますよというような、いろんな情報もいただきまして、民間の新しい農法で無農薬栽培を研究しておられます研究機関とタイアップして、与謝野町の町内におおむね2カ所、実験圃場を設けて、その持ち主さんから借り上げをしまして、無農薬で実際に栽培をしていただくということが一つです。

それから、もう一つは、せっかく当町には豆っこ肥料というものがございますので、豆っこ肥料に、その農法の、完熟堆肥というふうに呼んでおられますけれども、それをまぜ込むことで、新しい豆っこ肥料をつくって、無農薬栽培につなげていくことができないかという、その新しい豆っこ肥料の製造試験、これをさせていただこうと。この大きく二つの趣旨がございまして、どういふふうに展開するかは結果にもよると思えますけれども、そのような形でできましたら、それが成功して、広く普及していけるようにしていきたいなという内容のものでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 中身はわかりました。今、答弁の中で新しい豆っこ肥料と、こういう農林課長の中の答弁があったんですが、新しい豆っこ肥料とはどういう肥料ですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。もう少し中身に触れさせていただきますと、この委託をしていきたいと、一緒に連携してやっていきたいというふうを考えております、その研究機関におきましては、微生物を活用した完熟の堆肥、これをつくっておられます。そして、それを普及しておられます。

無農薬栽培の場合は、通常言われておりますのは雑草、除草剤も使わないわけですので、雑草が生えるところに非常にご苦労があって、それを除去するのに労力がかかるというようなことから、通常の場合は冬期湛水、冬場に田んぼに水をはられまして、ヘドロ状態にして雑草の種が下に潜り込むことで、出ていきにくくするというやり方で、雑草対策をしておられるわけですが、それだと、なかなか進みにくい、水をはるといいますと、その横の田んぼの方は乾かしたときに、水もはれないわけですので、ですから、そういうことが支障となってなかなか普及しない。ほかの方法もあるでしょうけれども、一般的には、そういうことが言われております。今回、一緒にやっという形で予定しておりますのは、肥料の中に微生物を働かせることで、雑草対策ができる。そして、その収量も、通常、無農薬栽培の場合は落ちるわけですが、それも、これまでのデータからいえばそこそこ、もしくは通常の栽培以上にとれるというようなことなど、メリットが非常に大きいということで、現実に認定農業者の会の方も、視察にも滋賀県まで行かれたりいたしまして、おもしろいなということでお聞きしております。

いわゆる微生物を活用した完熟堆肥を豆っこ肥料と合体させることで、さらに自然循環農業のステップアップが図れて、豆っこ肥料で今、無農薬栽培をしているわけではありませぬので、無農薬栽培が豆っこ肥料でできるということになれば、また、新しい付加価値がついて、いい取引ができることにつながるのではないかとということで、今回、そういった肥料の製造試験を1年を

通じて何回かやっていきたいと、こういう考え方をしております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） もう終わりたいと思いますけれども、建設課長に先ほどお尋ねするのを忘れて、積雪のことをお尋ねしたんですが、与謝峠、あるいは岩屋峠のほうで、積雪のカウントをしているというお話だったんですけれども、ことしの雪の、町の積雪量、与謝野町の積雪量というのは最高幾らだったんでしょうか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。先ほど答弁いたしましたように、町でそういった積雪深をはかるというところは、先ほども答弁いたしましたようにございません。ただ、先ほどちょっと言い忘れましたんですけれども、たくさん雪が降った段階で、職員のほうが、あちこちに計測に行ってます。それはいうたら、どこの地区だというふうなことではなしに、いわゆる通りかがったときに、横で雪をはかるというふうなことで計測をしております。

私のほうも与謝の峠のところで計測させてもらいまして、そのところで大体1メートル50ぐらい積雪深がございました。それは、横に・・・除雪車が走った後に積雪をはかるので、きちっとした数字はないかもわかりませんが、雪をやっても、すぐに同じぐらいの積雪がございましたので、ほぼ大体、間違いないかなというふうに思っております。写真も撮らせてもらって帰ってこさせてもらいましたけれども、そうやって職員のほうが順次、巡回をしております。そういうふうな積雪を、あちこちではからせていただいておりますというふうなことでございます。したがって、決まったところではかるというふうなことはしていません。

1 6 番（今田博文） 町の記録としては、これが残るわけ、150。

建設課長（西原正樹） そうです。今のところ、今、私のほうがはからせてもらったのが1メートル50ぐらいございましたので、それが大体残るのかなというふうに思っています。

1 6 番（今田博文） 議長、あと2分ありますけれども、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、補正予算にかかわりまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目は、20ページの歳入、京都府の支出金でございますが、児童福祉費補助金474万1,000円の減というところでございます。これは、明日の京都といいますか、この計画の中期目標だというふうに思っております。子育ての家庭の精神的負担や、あるいは、すべての児童が安心して過ごすことができる、そういうことの補助金だと、こういうふうに思っているんですが、この金額は全体から見たら3分の1ほどになるんじゃないかと思うんですが、このところはどういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長

福祉課長（佐賀義之） ただいま、議員さんのご質問の、この京都府の減額ということで、伸び伸び育つ応援団補助金、これが474万1,000円の減額ということになっております。これにつきましては学童でありますとか、そういった、かなり大きな事業を、補助をいただいていた分ですけれども、今回、18ページをごらんいただきたいというふうに思っております。この18ページの国庫補助金の中の児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金というのが531万

7,000円ございます。これが京都府の補助金が国庫金に変わってきたということで、事業内容としては同じようにやっておりますので、補助金が京都府から国庫のほうに移管されたということでご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ちょっと認識が不足しておりまして、申しわけありません。

次は、34ページの国勢調査についてお伺いをしたいと思っております。これは総務課長さんの所管かなと思うんですが、この間も一般質問で谷口議員の質問がございました。既に、速報値ということで与謝野町は2万3,457人、世帯数が8,345世帯、こういうふうに報じられています。

調査に当たられた方に聞きますと、非常に前回と比べて難しくなると。それは一つは何回訪問しても、なかなか出会っていただけない。また、あるいは、この与謝野町におきましてもマンションとか、そういうアパート形式のところが増えてきて、なかなか生活様式そのものが都市化をしている。こういうことで、非常にご苦労したという、次は、なかなかやりにくいなと、こういうふうにお聞きをしたわけでございますが、今回の反省点としては、課長、どういうふうに認識されておりますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えしたいと思います。国勢調査は、5年に1回でございますけれども、だんだん回数を重ねますごとに、そういったことが出てきております。特に都市部では、国勢調査に回りましたら、なかなか何回行っても、調査票が渡せないというように、そういったことが、田舎の地方におきましても、アパートが増えてきたとか、そういったこともございまして、そういうのは現実でございます。

それから、今度は郵便で送るといったこともございまして、これもまた、その回収という面で、どのようなことかと思っております。以前でしたら、調査員の皆様が行って、その調査票を確認しながら、調査の正確性を期したわけですが、今回は、そういったものもせずに封をして持って帰って来るといったこともございます。

これは、調査員の方には、そうしたことでだんだんだんだんやりにくくなっているという現状は、そのとおりだというふうに私も思っております。また、一方、業務を行います事務のほうも大変、中を確認して京都府に送らなければならないということもございまして、かなりの時間を要するようになっております。こういったことは、国の統計調査でございますけれども、担い手は、すべて地方自治体が受けていって、さらに地方自治体の住む人に調査員としてお世話になるということもございますので、地方の雇用ということがございますので、ぜひこれは、こういったことは、国勢調査ですけれども、国に向かって声を上げて、より一層改善できるものは改善できるもの。一定受けなければならないものはございますけれども、改善できるものは改善できるものとして、声を上げていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、参事に、企画財政課担当課長さんということでお伺いしますが、この国勢調査の人口というのは、地方交付税の中でも非常に重要な役割を担っていると、こういうふうにも思っておりますが、この算定の中で、一人住民の数がふえますと、この5年間に国

から交付を受ける額というのは、ざっとどういう金額になっておるといふふうに理解したらよろしいですか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。人口を単位として、地方交付税の基準財政需要額を算定する費目が12費目程度ございます。消防費だとか、それからほかにもございます。

それぞれによって、いわゆる単位費用、最初人口で、補正係数をずっと掛けていって、それから最後に単位費用を掛けますね。この単位費用そのものが一定ではないわけですね。それぞれの費目によって違いますから、一人当たり幾らということにはなかなかかなりにくいと。

ただ、今回、千何百人か減ったわけでございますけれども、平成23年度の地方交付税で計算いたしますと、その減った分だけで2億2,000万円程度、交付税が減ると、こういう試算結果が出ております。一人当たり幾らという計算はしていませんけれども、今回の結果でいきますと2億2,000万円程度の交付税の減額につながると、こういうことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そこで、総務課長にお尋ねをするんですが、私どもは旧町の時代で申しますと、やはりこの国勢調査に当たりますは、職員の末端にまで、今、参事さんからお話ございましたように、数字はきちっとは出ませんけれども、一人当たり十何万円かということが大きな影響を受けるということで、十分その辺が周知徹底をされた、国勢調査は、こういう大事なもんなんですよと、町の財政にとってということなんです、今回の国調では、そのあたりまでの徹底というのは調査員も含めて、課長のほうでは十分していただいたのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。職員も国勢調査、この調査の人口において、どのように、財政に、それが影響があるんだということは、一定職員、それぞれが認識をさせていただいていると思っておりますが、改めて私のほうから、そういったことの通知といえますか、そういったことはいたしておりません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そのところは課長、ぜひ、次回、あるいは、それまでの統計でもそういう重要な部分は十分、その辺の周知徹底を図っていただくことが大切だと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、国勢調査にかかわりまして町長にお尋ねをいたします。この2万3,457人、これはいろんな評価の仕方があると思うんですが、私は一つの政策評価としては、このマイナス1,449人というのは、現状ではやむを得んではないかなというふうに思っておりますが、丹後で与謝野町だけ世帯数がふえてますね。これは世帯分離、いろんなことがあるんですけども、しかし、私は、やはりこの転入の効果が出ているのではないかなという受けとめ方をしたいと思っておりますが、この辺のことは町長、どのように理解されていますか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先日来の一般質問等でもお答えいたしましたように、一つの施策だけで、こうした人口減をとめることはできないというふうに考えております。いろんな施策が総合的な絡みの中で与謝野町に住んでみたい。あるいは与謝野町に行ってみたいという、家を建てたいという、

そういうものが、ニーズが生まれてきているんだというふうに思います。

近隣と比べるということは、これはあんまりしたくないことですが、やはり近隣市からの転入者がある、また、それについては医療費、子供の医療費が中学卒業までである。また健診が受けられる、固定資産税等も安いというようなことで、宮津のある方が、前にも言ったかもわかりませんが、こちらのほうへ転入してきて、若い夫婦の方が見てみると、年間7、8万円の差があるというふうにおっしゃってました。確かに入る収入というものは少ないかもわかりませんが、それなら出ていくものを極力抑えてという、下支えをしようというのが、我が町の一つの考え方であろうかと思えます。そうしたことが功を奏して、やはり若い方でも、与謝野町で子育てをしようというような、そういう思いに至っていただいているのではないかとこのように考えております。ですから、一つのことだけではなしに、そういういろんな施策が功を奏した形で、自然に人口が減るということについては、これは非常に全国的なことをございますけれども、その中でも何とか踏ん張っているのではないかとこのように思っております。

住宅改修等の、これは短期的なものですけれども、やはり与謝野町で家を建てれば、それだけの補助が出るということは、これは大きな、今、非常に厳しい財政の中では、それぞれが大きなものになっているんじゃないかと思えますし、おかげさんで新築等もふえているということは、そういうことを意味しているのではないかなというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） それでは、48ページの水稻の生産調整業務について、農林課長にお尋ねをいたします。ついせんだって、国のほうからといいますより、それぞれの農家に農政局から個別所得補償政策の内訳が通知をされました。私は、非常に手の込んだことがやられるなと思ったんですが、この生産調整につきまして、22年度の取り組みなり、非常に私は、従来よりは簡単になっているのではないかなと、こういうふうに思うんですが、その辺の状況をお願いできませんか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。生産調整と、それから皆様、ご承知のように、個別所得補償モデル対策が実施をされまして、ことしは、その本格実施もされるという中で、制度が、昨年から大きくがらりと変わってきております。そういう中で、考え方としましては、米価が下がることを、まず所得補償をしようという考え方と、それから議員ご指摘のように、生産調整に対する支援策を行うことで、米の過剰対策にしていこうと、こういうねらいがございます。

生産調整の制度につきましては、今、議員言われましたように、私も若干、明確化といいますか、簡略化といいますか、割と複雑でないような形になってきております。それは一つは国の食料自給率の低い麦ですとか、大豆ですとか、そういうことに、品目を絞って、これは統一的に全国一律単価で生産調整された場合に支援していこうということが一つと。

それだけでは産地に偏りができますので、産地に新たな資金を投入して、自由に、その地域地域が産地資金の使い方を決めて、それで使っていただくことで、生産調整の普及拡大を図っていこうと、こういう考え方に対する二つのスタイルに、流れが明確になっておりますので、そう複雑な制度から割と見えやすい状況になってきているのではないかなというふうに、私どもも思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、課長、今回の補正の330万円の減額ですね、これは団地化の関係と、こういうふう聞いたと思うんですが、団地化が、国のほうは現在は、どういう格好で指導をしようとしているのか。あるいは町にとって、この部分という、この団地化というのは、もう余り評価をしなくてもいいのかなという気がするんですが、そここのところはどうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。団地化に対する支援といいますのは、全体的にいいましたら国のほうとしては、その支援策がなくて、面積でたくさんつくれば、それに単価をかけていたしましようというのが考え方であります。

例えば、大豆でも1面積に10アール当たり幾らというのは出してくれますけれども、それを団地化して集落が全体として一つになった取り組みにというのはないわけで、そこを当町としては産地資金を活用して、与えられた産地資金から、例えば5ヘクタール以上、団地化をされた集落、取り組みには3万円を出しましようというような形で、3段階ぐらいにランクを設けまして、それで、この産地資金を使わせていただいているのが大部分でございます。

今回、そのやり方は昨年行っていました、ことしの制度が、まだ、予算要求段階ではわかりませんでしたので、町の単費でできるだけ、そこを補う形で予算化をしておりましたが、国の産地づくりの予算で賄うことができる制度に激変緩和が設けられましたので、今回は町の単費で予定していた分を補正予算として減額して、国の制度によってフォローさせていただいたというような考え方でございまして、団地化を、当町として推進しておりますのは、やはり集落の活動、これが大事だろうということで、一集落一団地、そういった取り組みを将来は集落から法人へという動きに結びつけていきたいという、そういう趣旨で団地化を奨励させていただいているということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、課長、集落営農は、やはり今、この与謝野町の農業の基本的な部分を担っている、これはこういうふうに理解したらよろしいか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。そのとおりだと思っております、個人、個々で行っていただく自営の農業も非常に大事ですけども、それだと非常にコストもかかるということから、集落で協働の機会を持たれて、コストを下げて、できれば集落が法人に成長されて、そして新しい若い方の雇用も行われていくような、そういう姿が望ましいですし、それでやはり、その農地も回れるということだろうというふうに思っておりますので、集落営農というのは、非常に大事な分野でないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、課長、それぞれの集落で集落営農が発展をして、一つの法人として、やはり前進をしていく、その地域の農業を担っていくと、こういうふうにとめをしておきたいと思っております。

それでは、もう少し農林課長にお願いしたいんですが、先ほど多田議員さんから質問がございました。住民生活に光をそそぐ交付金ですね、この中での伐採木等の活用研究事業、先ほどの課長と多田さんとのやりとりを聞いておりました、私は、それぞれの家庭に、このものが使ってい

けるということの研究が大事なんではないかな、といいますのは、例えば課長のお話ではリフレやクアハウスの話が出ましたけれども、これはリフレはやるなら、今やらなあかんわけだったんですから、ほんまいいますと。私はそれぞれの家庭の中で、そういうものが使っていける、いわゆる化石燃料から転換をすると、そのために今、あるいは現在のペレットがいいのか、あるいはもっと、木質系バイオがいいのかわかりませんが、私は、そういう燃焼機械といいますか、ストーブといいますか、そういうものを、私は研究をしてみようということがいいんじゃないかというふうに思っておりますのと。

それから、確かに、この与謝野町、山はあるんですが、製材工場がないということのように、ああいったものを使っていく、木材から出る副産物を使っていくということが非常に難しい。即、山から切り出しをして、やってこんなんということは、非常に、これは難しいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、課長の着地点としては、大体どのあたりを考えていらっしゃるのかなということが、頭の中にありましたらちょっとお聞かせいただきたい。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。何点かご質問であったかと思えます。

一つは、ご質問の途中で、リフレについては、今やっとなかないかのじゃないかということでしたけれども、今は重油を使った形でのリニューアルですけれども、させてもらって、今あるものを、まず使っていくという形で考えております。将来的にはリフレにも、可能であれば、別途、その木質を使う設備を導入すれば、それは重油との併用で、できるということにはなろうかと思えます。

それから、1点、個々のお家で使っていただくということも、もちろんいいことではあるんですが、否定するものではありませんが、なかなかそこまで一挙に町としての取り組みを広げていくというのは非常に難しい。これはやはり暖房機分野ですので、個人、個々が、やはり環境の意識を高められて、そういった設備を導入していただく、そのことに一定の支援をさせていただくというようなことは考えられましても、なかなか一挙にそれをやっていくというのは、なかなか難しい。したがって、まず町の施設で、そういった意識を高めるための手段として取り組みができたかなというふうに思っております。

それから、製材の分野が当町にはないという状況ではあるかと思えます。どうしても木質を集めてこようと思えば、製材工場なり、それから森林組合さんでも大きな規模で経営をいただいている、そういうところでないと、なかなか調達そのものは難しいというふうなことは実感として思っております、それらが、今のところ仕組みをつくっていく上では、一番大きなネックではないかなというふうに感じてはおります。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、もう時間がないんですけれども、もう1点だけ関連して農林課長にお尋ねをしてみたいと思っております。

せんだって、JAの冊子を見ておりますと、ファーマーズライズが今度、国の農商工連携事業に乗って、伊根のサバとか、何でしたかな、ハマチでしたか何かを使って、そして新しい分野に出るというふうに報道されておりました。

それから、その国の事業に認定されたということでございますので、この農商工連携ですね、

現在までに、この与謝野町でも取り組みはあったと思うんですが、その辺のところを、これは商工観光課長からでもよろしいから、ちょっとファーマーズのことと一緒にお願いしたいと。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。産業建設常任委員会の資料を配付させていただいて、全議員さんにも届いていようかと思いますが、所管事項の報告の中で、このたび、株式会社加悦ファーマーズライスが、農商工連携事業の申請をされまして、国の事業計画の認定を受けられたということでございます。

中身としましては、2月8日に認定がおりております。株式会社加悦ファーマーズライスと、それから伊根の橋本水産さんが連携をいたしまして、伊根のブリ、真鯛を活用した新しい米飯加工品の開発、販売という内容のことで、事業認定を受けられたということでございます。

これは、商工会のほうからの働きかけもございましたが、ファーマーズライスのほうが、やはり、地元の特化した素材を使って特徴を出していかないといけないということで。例えば、カキの葉は奈良で、それからサバずしは福井県でというように、やはり伊根のブリを使って、ネタにして、商品が開発、販売していければ、非常に特徴が出せるということで、橋本水産さんのほうに働きかけをされまして、この国の認定を、このほど受けられたということでもあります。ちなみに認定の件数については、通算して近畿、北陸管内では62件というふうに伺っております。この事業によって、じゃあ何ができるかということですが、こういった国の裏づけが一つ認定商品としてとれるということと。それから、設備整備が、施設にできるということもございます。

当初から冷凍事業に取り組もうとしていただいております、このファーマーズライスにおいては、商品をつくって、それを保存しておく倉庫が、冷凍倉庫が、今ちょっと少なくなってきておりますので、それを、この事業の活用でやっていけることで、町のほうに設備投資をお願いしなくても済むというようなことも言っていただいております、その取り組みが、ここ1年、2年の間で進められていくのではないかとということで、棒ずし、バラずしなんか、そういったブリ、鯛、これを使っていくような商品を開発していかれるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 商工観光課長に全体として、与謝野町で、この農商工連携で取り上げられておる事業というのは幾つありますか、ちょっとわかっておりましたら。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今、農林課長が説明いたしました国の制度じゃなくて、農商工連携という、国の中では地域再生の事業だとか、そういうものも含めて取り組みをされているという分野での、枠の中でのお話をさせていただき、件数等を申し上げますと、私の認識しているところでは、今のところ1件だというふうに思っております。それもまた地域の第三セクターとの連携の中で取り組みをされておりますことを報告しておきたいと思っております。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第19号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第19号、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
ここで暫時休憩をいたします。
3時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時41分）

（再開 午後 3時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。
次に、日程第2 議案第20号、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第5号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。
これより議案第20号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第20号、平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第3 議案第21号、平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第21号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第21号、平成22年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第22号、平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8 番(浪江郁雄) それでは、下水道特別会計(第4号)補正から、直接補正予算には関係ないんですが、非常に重要なことですので、議長のお許しを得て質問をさせていただきたいというふうに思っております。

12月の定例議会におきまして、一般会計(第4号)補正で、弁護士の弁護士謝礼という形で24万8,000円の予算が上がっておりました。これは先日、行いました委員会でも途中経過を伺いました。その中で、相手方の原告側から取り下げの申し出があったというふうに伺っておりますが、その後、もう半月ほどたちますし、その後の経過を少しご報告願いたいと思います。

議 長(井田義之) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) 浪江議員、ご質問の平成21年度下水道課発注の面整備工事にかかります下請業者からの本町に対します請負代金等請求事件につきまして、議員の皆様には大変なご心配をおかけいたしました。このたび、3月2日付で原告訴訟代理人弁護士より京都地裁宮津支部あてに、与謝野町に対する訴えを全部取り下げる旨の取り下げ書が提出され、当町といたしましては、これに即刻、同意いたしました。

したがって、これらの手続を経まして、この訴訟はすべて終了したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議 長(井田義之) 浪江議員。

8 番(浪江郁雄) それから、今後につきまして、12月議会でも3名の議員から、この件につきまして質問がございました。その中で、塩見議員のほうからは、この弁護士費用というのが、当町には全然非がないと、こういう場合は元請に請求できないか、また、契約を交わすときに、こういったことが入れられないかというお話がございました。また、多田議員からは、ご自身の経験を踏まえて、町に非がなければ堂々と出て行って弁護士を雇わずに立証すればいいというふうなお話がありました。この中で答弁で聞いておりますと、町としても思いは持っていますが、弁護士と相談して進めていきたいという答弁がございました。このあたり、その後、弁護士さんとのような協議をされて、今後どのようにされるのか、もしありましたらお伺いしたいと思います。

す。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうからお答えをしたいと思います。この間の経過につきましては、今、下水道課長がお答えをしたとおりでございます。その後の動きとしましては、以前、申し上げたかと思いますが、顧問弁護士との間では具体的に個々の係争事案が発生いたしますと、弁護士事務所と与謝野町で協定を結んでおりますので、その協定に従って、当初の段階では、いわゆる着手金をお支払いする。裁判が一定終結した段階では、終結の謝金をお支払いするということになっておりますので、その話について弁護士事務所と詰めをしたということでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今回の事案に関しましては、町のほうの説明を聞いていますと、本当に、町長の答弁をそのまま借りますと、町としては降ってわいたような、非常に迷惑な話だという答弁がございました。本当にそのとおりだなと思っておるわけですが、憲法では皆さん御存じのように、だれでも裁判を受ける権利がございまして、今後とも、こういったことがふえてくるんではないかなというふうに私自身も認識しております。

また、それと、今回とは別に、明らかに不当な訴訟といえますか、こういったことも今後、起り得るであろうというふうに思っております。そうしたときに、町としては、もうしっかりと、毅然とした態度で臨んでいただきたいというふうに思っております。

例えば、損害賠償の請求、これには弁護士の費用なんかも認められるというふうに伺っておりますし、その訴訟準備にかかった労力相当額も判決では認められた例があるというふうに伺っております。

こういった、そのほかに、また、名誉毀損でありますとか、こういった対応ですね、今後、将来的に、こういったことが起きた場合の対応についての検討なんかはされていますでしょうか。お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員ご指摘のように、今後、町を被告として裁判を提起される事案は可能性としてはあるだろうというふうに思っております。

今、ご説明をいただきましたようなこと、具体的に町のほうといたしましても、その個々の事案によって、どういうケースなのか、その場合、どういった対応が可能なのか、どういった対応をすべきなのか、ここらあたりにつきましては、やはり当然、弁護士事務所とも相談をしながら対応すべきだと思いますので、今、この場で具体的なことは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、そういった事案が発生をいたしましたら、個々具体の例で弁護士事務所とは十分に相談をしてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ここに今、ある大学の教授の論文があるわけですが、ここをばばばっと読んでみますと、今後、自治体に関する訴訟が増加することはあっても、減少することは、およそ考えにくいというふうにございまして、その理由としまして、今回のような工事以外に、情報公開制度が広まっていくと、それから平成12年の地方分権改革、また平成16年の司法制度改革などが

原因で、今後も、ふえていくだろうというふうに指摘されております。

そこで、自治体は、これらの訴訟に適切に対応するための組織体制を整備し、訴訟対応機能を充実することが求められていくというふうにございます。それで、今、弁護士、弁護士というお話がございましたが、この中で指摘されているのが、訴訟は非日常的な業務で弁護士の仕事であるという意識をかえ、職員自身が当事者意識を持って対応する。

例えば、訴訟を弁護士に丸投げするのではなく、職員と弁護士が協働で、これに当たるのが重要ですというふうに指摘されておまして、これは、あくまでも将来的なんですけど、こういった訴訟事務が、自治体の日常的な業務として位置づけられることが十分考えられるというのをございます。先ほど申しました町長の12月の答弁の中で降ってわいたような、町にとっては非常に迷惑な話だというのがございましたが、今これ読んでいますと、もうこれは梅雨時に雨に打たれるような、もう常にある、将来こういうことが想定されるであろうというふうに指摘されております。こういったことを踏まえまして、こういった組織のあり方とか専門の職員、対応する職員を置くとか、こういったことが将来的に必要なようになってくる、こういうことを検討することを検討してほしいなと思いますので、このあたりご見解を伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 役場組織の実態、現状から申し上げますと、例えば、今回の事案でありますと、下水道課が所管をいたしております事業に関して提起がございました。各課、どこの課が被告といますか、当事者になった事案であっても、顧問弁護士との間の調整は、現在のところは総務課が行っております。関係の課から必要な資料を取り寄せて、そして、弁護士事務所と調整を行うという実態でございます。

議員ご提案のように、今後、ふえこそすれ、こういった裁判で被告とされるような事案がふえる可能性がある中で、専門の担当、あるいは部署を考えてはどうかというご提案ですけれども、今の与謝野町の実態から申し上げますと、なかなか人を配して、例えば京都府のように専門の法規係があるとかいう体制は、なかなか難しいのが実態だろうと思います。だから、先ほど申し上げましたように、もしも、そういったように裁判が提起をされまして、町が被告の立場に立つということになれば、やはり現在とっておりますような形で、弁護士事務所との関係は総務課が、そして各課の資料収集でありますとか、その辺は総務課が間に入って調整をするという形にならざるを得ないのかなというふうに思っております。

今後、どんどんふえるようなことがあったらいけないわけですが、議員がご心配をされますように、万が一そんなことになりましたら、その時点では組織的な対応を考えなければいけないのかなというふうに思っておりますが、今の時点では、今お答えしましたようなことで、総務課を中心にしてまいりたいと思っております。

8 番（浪江郁雄） 質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第22号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第22号、平成22年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 議案第23号、平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第23号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第23号、平成22年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第6 議案第24号、平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第24号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第24号、平成22年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第7 議案第25号、平成22年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第25号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第25号、平成22年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第26号、平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第26号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第26号、平成22年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第27号、平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第27号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第27号、平成22年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第28号、平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第28号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第28号、平成22年度与謝野町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第40号、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第40号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第40号、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第41号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第41号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第41号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第13 議案第42号、与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第42号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第42号、与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第14 議案第43号、与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2)請負契約の変更についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第43号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第43号、与謝野町地域情報通信基盤整備工事(その2)請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次回は、3月22日、午前9時30分から23年度の予算案についての審議を行いますので、ご参集お願いをいたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後4時24分)